

平成16年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成16年9月7日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
建設課参事	今西弘至	観光産業課長	田口好夫
都市整備課長	藤本宗司	都市整備課参事	西田哲也
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	阪野輝男
上下水道部長	池田善紀	上水道課長	水田美文
下水道課長	谷口裕司		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(浅井正八君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、15番、中西議員の一般質問をお受けいたします。15番、中西議員。

○15番(中西和夫君) それでは、通告書の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、ビニールごみのリサイクル処理と廃棄物処理法の改正について町の考え方についてお伺いをいたしたいと思っております。

先般、新聞で、環境省は今年度中に廃棄物処理法施行令を改正し、家庭から出るビニール、プラスチックごみを、燃えるごみとして自治体に焼却処分を原則義務づけるよう施行令を改正するとの報道がされております。

当町では、平成5年度より焼却炉の延命を図るためにビニールごみの焼却処理は廃止され、埋め立て処理をされております。また、本年3月議会の施策方針、あるいは6月議会の提出議案説明の中にもありましたように、町は、ごみ減量化、再資源化を促進させると共に、ISO登録団体としてより適切な処理をしていくために、ビニールごみのリサイクル処理を検討されていると思っておりますが、今回のこの環境省の方針についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長(浅井正八君) 中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) 今、議員の方からご質問いただいている件でございますけれども、私どもも環境省のこの方針につきましては、新聞報道をされたレベルでしか承知をしておりませんことから、県にも問い合わせをいたしました。しかし、8月末現在におきましても、県にも国等から何ら方針についての報告がなく、実施の具体的な内容、あるいは施行される年月日などもわからないということの回答でございました。したがって、新聞報道の内容の範囲でしかお答えをさせていただけないということで、環境省の推定によりますと、家庭ごみの排出量につきましては年々増加する中で、全国に約2,000の埋立処分場の施設があるということで、今後、平均12年度強で満杯になるというようにも推測をされているところでございます。現在、焼却処理と、そ

れ以外の処理の割合が全国で半々と言われております。処理をしている自治体の数が全国でも半々であるというようにと言われております。ビニール・プラスチックごみの処理方法を統一をして、埋立処分場の延命を図ろうとされているものであると、このように理解をしているところでございます。また、そのような趣旨で新聞報道もされておると、このように承知をしているところでございます。

それで、今回焼却対象となりますビニール・プラスチックごみにつきましては、容器包装リサイクル法に定められております対象品目以外のもので、樹脂製の玩具、文具などが対象となるようでございます。やはり、ビニール・プラスチックを焼却することによりまして、焼却炉の損傷、あるいは当町の方で対策を施しましたダイオキシン対策というのは、当町におきましてはその対策は万全でございますものの、付近住民の環境汚染に対します不安を考えますと、当町といたしましても、焼却が原則的に義務化されたといたしましても、焼却によります処理は避けていきたいと、このように考えているところでございます。

先ほどもお答えを申し上げましたように、環境省の方針につきましては、まだまだ不透明な部分が多いと、このように感じているところでございますので、今後国の動向等を注意深く見守っていききたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 新聞報道によりますと、環境省では、2000年のダイオキシン対策特別措置法施行後、各自治体ではダイオキシン対策工事は完了しており、ビニール・プラスチックを燃やしてもダイオキシンの発生の心配がないと判断されているとのコメントが記載されておりましたが、まだ全容が明らかにされてない中で、町として焼却処理は避けていきたいということでございますが、義務化されてもリサイクル処理は出来るのか、また現時点でビニールのリサイクル処理についてどの程度検討されているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） あくまでも新聞報道で知れる中でございます。焼却を義務づけられますビニール・プラスチックでも、リサイクル可能なものは除外をし、その分別は自治体の判断に委ねる方針であるとされておりました。このことから、容器包装リサイクル法の対象品目以外のビニール・プラスチック類でも、リサイクルする場合には、焼却処理をしなくてもよいと、このように解釈をいたしているところでございます

。当町といたしましては、焼却処理をせずに、リサイクル処理をいたしまして、再生利用をしていこうと、このように考えております。

このビニールごみのリサイクル処理でございますが、調査研究、検討をさせていただきました結果、ビニールごみのリサイクルを行いますルートには2つのルートがございます。また、リサイクル手法につきましては、3つのリサイクル手法がございまして、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会におきまして、2回にわたりまして今ご審議をいただいて、リサイクルルート、そしてリサイクル手法につきましては、一定の方向性を見い出していただいたところでございます。それを受けまして、現在、その審議を受けた結果で町の方におきまして、最終的にビニールごみリサイクル処理実施計画書を作成を現在しているところでございます。近々にも担当常任委員会の方をはじめ、議会の議員の皆様方にもご相談を申し上げたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 今の答弁の中にありましたように、当然、ごみ減量化、再資源化を促進させていくには、焼却処理をせず、リサイクル出来るものはリサイクルとしてやっていくことが必要であると思っておりますが、余り住民の方に負担を与えますと、せっかくごみ処理の有料化導入によって高まってきた住民意識が逆効果にならないかと心配するわけですが、今回計画されているビニールごみのリサイクルについて、ルートについては2ルート、手法については3種類あるということですが、今、考えておられる方法は、どのような方法を考えておられるのか。また、リサイクル処理をすることによって、住民の方々にはどのような負担がかかるのか。計画書の作成中ということですが、わかる範囲で結構ですので、お伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 最終的なビニールごみのリサイクル処理実施計画書を作成を現在している段階でございますので、審議会にお示しをしたリサイクル実施計画書の素案というものがございます。その内容の範囲でお答えをさせていただきたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、リサイクルのルートでございますが、先ほどお答えをさせていただきましたように、ルートには、容器包装リサイクル法に基づきました指定法人ルート、そして独自に再生業者と委託をいたします独自回収再商品化ルート、この2つのルートがございます。

まず、容器包装リサイクル法に基づきます指定法人ルートの場合でございますが、住民の方には、容器包装に係りますビニール・プラスチック類とそれ以外のものに分別をしていただく必要がございますし、自治体には、適合物であるかの確認、あるいは法律で定められました大きさに梱包をして引き渡す責務が課せられ、選別作業場の整備とか梱包機の設置、そしてまたそれらの作業に従事をいたします職員を確保していく必要がございます。

一方、独自回収再商品化ルートの場合でございますが、ほとんどすべてのビニール・プラスチック類のリサイクル処理が可能でございます。従来どおりの分別方法、また梱包をしていくという必要もございません。

この2つのルートを比較検討をいたしました場合、住民の方に新たな分別作業という労力の負担を与えないと、また選別作業場の整備とか梱包機の設置、職員の確保を必要といたしません独自回収再商品化ルートでリサイクル処理をしていきたいと、このように考えております。

次に、リサイクル手法でございますが、ビニール・プラスチック類には、現在、3種類のリサイクルが可能でございます。先ほどもお答えをさせていただいております3種類の手法がございます。

まず、マテリアルリサイクルという手法でございます。これは、物の形に戻すリサイクルでございます。今回の場合ですと、パレットや車止め、プランターといったように、再びプラスチック製品に戻すリサイクルでございます。

2つ目は、ケミカルリサイクルという手法でございます。化学原料にまで戻すリサイクルで、ビニール・プラスチックで申しますと、石油とか固形燃料にまで戻すリサイクル手法でございます。

3つ目は、サーマルリサイクルという手法でございます。燃焼をさせまして、その熱を回収するリサイクル手法でございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、処理を委託する場合、その処理の方法を指定しなければならないと定められております。こういった手法を用いてリサイクルをしていくかを審議会でもご意見をいただきまして、最終的にはマテリアルリサイクルを最上位に、そしてケミカルリサイクル、サーマルリサイクルの順で100%のビニール・プラスチックをリサイクル処理していく方向で現在最終的な計画を立てているところでございます。

このように、今回、基本的には、住民の方は従来どおりの排出で、再生業者の方で、それぞれのリサイクルに適するビニール・プラスチックを選別をしリサイクルをしていく方法を考えておりますけれども、どの資源物にも当てはまることとございますけれども、再生業者に引き渡す場合、中身が目視出来る状態で引き渡すことが、このビニールごみをリサイクルしていく上でも引き渡しの条件となっております。この点が、今回住民の方にとりまして大きく変わる点ではないかと、このように考えております。

それは、現在、ビニールごみにつきましては自由排出で、市販の青とか黒の袋、または半透明のレジ袋で排出をしていただいても可能ということで現在しておりますけれども、リサイクル処理が始まりますと透明の袋で排出をしていただくこととなります。審議会におきましても、この件につきまして、色々意見があったり、議論をしていただいたところでございます。最終的には、これまで自由排出でありましたので、それを透明の袋にただけでは住民の方に浸透しにくいのではないかと、あるいは異物混入を防止する上でも指定袋制をする方がいいのではないかとというまとめをいただきましたので、ビニールごみのリサイクル処理に当たり、新たに指定袋を用意していこうと、このようにも考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） ダイオキシンの問題について、環境省は2000年のダイオキシン特別措置法施行後、各自治体においても有害物質の発生が少ない新型炉が導入され、プラスチック類を焼却してもダイオキシンの発生の心配はないと判断しておりますが、私も、先ほど部長の答弁にありましたように、当町のダイオキシン対策は万全な態勢であるものの、付近住民の方々、町民の環境汚染に対する不安、またISOの登録団体としてより適切な処理をしていくためには、安易に焼却せず、リサイクル出来るものはリサイクルしていくべきであると思っておりますので、ぜひビニールごみのリサイクルに努めてほしいと思います。

また、ビニールごみのリサイクル処理について、住民の方の負担は基本的には今までどおりの排出で、大きく変わるのは透明の袋で出していただくということですが、本来各自が透明袋を用意して排出することが最もよい方法であると思っておりますが、引き渡しの条件が透明袋ということで指定されていることでもありますので、ある程度費用はかかるものの、指定袋を使用されることも理解出来ますので、指定袋を採用される場合は、出来るだけ安い価格で購入されるように要望いたしまして次の質問に移らせていただき

ます。

次に、資源物の処理と委託方法についてであります。これも新聞で報道されておりましたが、神戸市の資源リサイクルセンターの管理運営の委託について、ある業者が5,000万円のマイナス入札で落札されたと報道されておりました。これは、市の業務を請け負うための実績づくりと、リサイクルセンターで選別された後の空き缶は業者の所有となり、自由に売却出来る利点があるということで、このようなマイナス入札になったものと思われまます。

また、今、ペットボトルを買い取る業者が増加しており、大和郡山市でも来年度からペットボトルを売却していく予定であると報道をされておりました。これに関しまして、まず、町の資源物はどのようにリサイクル処理されているのかという点と、委託について、業者の選定方法についてお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在、町におきましては、資源物といたしまして、瓶類、缶類の混合回収、そしてペットボトルの回収、食品トレーの拠点回収を行っているところでございます。

まず、回収をいたしました瓶類、缶類につきましては、生駒市内にあります業者とリサイクル処理の委託契約を結びまして、業者所有の中間処理施設で、色別の瓶類、アルミ缶、スチール缶に選別をされ、それぞれ再生業者に引き渡されているところでございます。

当該業者の選定理由といたしましては、同社は、当町の瓶類、缶類混合回収に対応出来ます選別作業場を備えておりますと共に、他の業者と比較をいたしましても、著しく安価で契約を出来るため、平成15年度から委託をしているところでございます。

なお、平成15年度の委託料につきましては、1トン当たり税込みで1万5,000円、そして本年度、平成16年度は、1トン当たり税込みで1万4,700円で契約をいたしております。

また、ペットボトル、食品トレーにつきましては、容器包装リサイクル法に基づきまして、日本容器包装リサイクル協会とリサイクル処理の委託契約を結んでおります。それぞれ協会が指定をいたしております再生業者に引き渡しをいたしまして、リサイクル処理をしているところでございます。

なお、委託料につきましては、ペットボトルにつきましては、平成15年度から自治

体の負担がなくなっております。委託料としてはゼロでございます。また、食品トレーにつきましては、自治体の負担割合につきましては、平成15年度では、引き渡しをいたします量の9%で、1トン当たり7万6,000円、そして今年度、平成16年度では、引き渡し量の8%ということで、1トン当たり7万3,000円で契約をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 現在、瓶、缶については、アルミ缶も含めて回収し、それを委託業者に引き取らせていると思いますが、特にアルミ缶については現在値段が上がりまして、キロ当たり70円程度で取り引きされてると聞いております。神戸市のような例もある中で、町としてももう少し安い価格で契約出来ないか、その件についてお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町といたしましても、現在の処理とアルミ缶を売却した場合の処理につきまして、費用面を中心に検討をいたしてもおるところでございます。

平成15年度の実績で申し上げますと、瓶類、缶類の処理委託料は、1トン当たり1万5,000円でございます。年間293.39トンの処理を行っておりまして、委託料の総額につきましては、440万850円でございます。

処理量が293.39トンのうち、アルミ缶は17.64トンであったわけでございます。

なお、仮にアルミ缶を除いた瓶類、缶類の処理を委託した場合の委託料につきましては、1トン当たり約2万2,000円程度になろうかと思っております。この数値をもとに、アルミ缶を売却した形で、瓶類と缶類の処理委託料を試算いたしますと、アルミ缶を除いた処理量が、275.75トンでございますので、委託料としては606万6,500円になってこようかと、このように試算をしております。

そして、アルミ缶の売却金額を1キログラム当たり70円として計算をしますと、123万4,800円の収入となりまして、委託料から収入を差し引きますと、483万1,700円でございますが、若干アルミ缶を売却した方が委託料は高くなってくるというように試算が出来るわけでございます。

このように、アルミ缶を含んで委託した方が優位な方法ではないかというように判断

を、現在は試算の結果から判断をいたしているところでございます。

○議長（浅井正八君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 次に、ペットボトルの売却について町の考え方をお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ペットボトルの売却につきましては、経済成長が著しい中国での需要が高まっており、使用済みペットボトルが不足しているというのが背景でございます。現在、自治体から買い取る業者が増加をしていると、このように認識をいたしているところでございます。

現在、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルのリサイクルでは、その費用はすべて製造業者、小売業者が負担をしております。自治体の負担額はないわけですが、当町では指定袋制によります収集をしております。また収集のための人件費もございますので、売却出来ればその一部を補うことが出来るのではないかと、このように考えております。

しかし、中国の景気動向などで状況が一変する可能性もございます。万一このような状況になった時に、すぐに日本容器包装リサイクル協会と再委託が出来ないということも考えられますので、現在の経済社会情勢の動向などを慎重に見極めて対応をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井正八君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 今、お聞きしますと、瓶類、缶類の処理委託をする際には比較検討を行い、委託料にアルミ缶の売却分を見込んで契約されているとのことでありまして、適正に処理をされていると思います。また、ペットボトルにつきましても、国をまたいでの話であり、行き先が不透明の部分もありますので、十分今後の動向を見極めながら対応していただきたいと思います。神戸市のような大都市では、発生する空き缶の量も大量であり、また今後市の業務を請け負うための実績づくりということもあって、マイナス5,000万円という額で落札されたものであるかもしれませんが、これからは、このようなケースや、あるいは思いもよらない廃棄物が有価として引き取られるケースも出てくると思いますので、少しでも町に利益があるような形で契約出来れば、それに越したことはないわけですから、これからも十分業界の動きを察知し、最も優位な形で適正に処理をされるようお願いをいたしまして質問を終わらせていただきます。あ

りがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、15番、中西議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問を始めさせていただきます。

まず初めに、すこやか斑鳩・スポーツセンター、中央体育館ですね、このことについてでありますけれども、ちょっと前になりますけれども、1カ月ぐらい前だと思います、奈良新聞を読んでおりましたら、新庄町の運動施設が人気、利用者が4カ月で10万人と、そういう記事が載っておりました。内容につきましては、新庄町が公設民営施設として今春開業したスポーツクラブ、ウェルネス新庄、町の体力づくりセンターですね、その来場者数が、開業から4カ月で延べ10万人を突破したと。同施設は、指定管理者に指定されたコナミスポーツが運営。新庄町の教育長は、公設民営施設なので、同じ民間企業のサービスをここでは安く受けられる。これからも多くの人に利用してもらえよう環境を整備していきたいと話しておられます。そういう記事が載っておりました。

この施設と、当町のスポーツセンター、中央体育館ですね、これはちょっと内容は違いますけれども、当町のスポーツセンターでも非常に多くの方が利用されているように思います。特にテニスコートなどは、連日、ほとんど一日中利用されているということも聞いております。また、アリーナや武道場、トレーニングルームも、スポーツクラブの練習や体力づくりなどに励まれる方、また各種大会などで多くの方が利用されていると聞いております。

そこで、まずそれぞれの施設の利用者数について、平成15年度で結構ですので、平成14年度と比較しての数字をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） すこやか斑鳩・スポーツセンターの利用者数についてでございますが、15年度の利用者数と14年度の利用者数の比較と、こういうことでご質問でございます。

まず、中央体育館のアリーナの利用者数でございますが、15年度は3万5,080人でございますが、14年度と比較いたしますと、576人の減でございます。サブアリーナが3,673人で、前年と比較いたしますと235人の増、それから武道場につ

きましては2万2,879人で、前年比599人の増、テニスコートが2万9,905人で、前年度比938人の増、トレーニングルームにつきましては6,878人で、前年度比1,074人の減でございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ありがとうございます。今、各施設の利用者数お聞かせいただきました。アリーナはもちろんですけれども、やはりテニスコートは非常に多くの方が利用されているようです。

そこで、この中で私がお聞きしたいのは、トレーニングルームについてであります。私も、10年ほど前になりますけれども、このトレーニングルームを使用するに当たっての講習会を受講いたしました。それで登録カードをいただきました。この講習会やトレーニングについての相談会、とでも言うんでしょうかね、現在どのような方法でどの程度開催されておるのか。また、このトレーニングルームを使用するに当たっての登録者数を、先ほどと同じように、平成15年度の利用者数が6,878人とお聞きしましたけれども、過去5年間の推移、その辺どのようになっているのか、また1日の利用者数はどの程度なのか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） トレーニングルームの相談、講習といたしますか、そういう内容のことでございますが、ご承知のように、トレーニングルームの機械を使っただけに当たりましては、事前に講習会を受けていただきまして、トレーニングルームの目的に合わせまして機器を選択していただき、かつ安全に操作していただくために、各種の機器の利用方法について学んでいただくことといたしております。そして、毎月1回ないし2回実施いたしまして、1回当たり2時間程度の講習を行っております。また、それぞれの体力や目的に応じましたプログラムメニューの作成や、健康づくりについての相談会も、その講習会に合わせて、月1回から2回講習会終了後に行っているところでございます。そうしたところを利用して、自分の体力に合わせた機器の使用をいただいているところでございます。

次に、登録者の数でございますが、今年8月末現在で6,078人でございます。若干、先ほどの数字から減っておりますが、8月末現在で6,078人でございます。

また、過去5年間の利用者数の推移でございますが、平成11年度では延べ6,09

9人、12年度が延べで6,595人、13年度が同じく7,186人、14年度が7,952人、15年度が、先ほど申し上げましたように、6,878人でございます。

なお、1日の利用者数でございますが、平均いたしまして22人という利用者状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ありがとうございます。ただいま年度ごとの利用者数の推移をお聞きいたしました。大体6,000人から7,000人ぐらいの方々が利用されているということですが、その中で特に平成14年度は8,000人近い方の利用があったということです。この年に限ってかなり多くの方が利用されているように感じます。何かその理由といたしますか、原因ですね、把握されているようであればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 例年大体6,000人から7,000人の利用が推移いたしておりますが、平成14年度は特に高い数値を示しておりますその原因と思われる理由でございますが、機器類の中で特に利用者の方々に人気のありましたランニングマシンを増設いたしまして、そのことが大きな要因ではないかというふうに考えております。また、そうした、トレーニングに対する関心といたしますか、そういうものも高まってきているのではないかなというふうに思っています。

○議長（浅井正八君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 機器類を充実したということが利用者の増につながったということが要因ではないかということですが、今後もそういった施設や設備の充実に努めていただきまして、利用者が増えるよう、また利用者が便利になるよう努めていただくことをお願いしておきます。

次に、利用者に対する講習会の開催ですけれども、月1回ないし2回ということですが、こういった機器を使つての筋力トレーニングにつきましては、間違った利用をしますと、健康維持や体力づくりのためのトレーニングがかえって体を壊してしまう結果にならないとも限りません。逆効果になってしまひましては、せっかくのトレーニングも台なしになってしまうおそれがあります。それぞれの体力や目的に応じたプログラムといたしますか、メニューが必要ではないかと考えます。このメニューを組むに当た

っては、専門の指導員の助言や指導が必要不可欠ではないかと思えます。頻繁に利用されている方々につきましては、自分に合ったメニューを組んでトレーニングされていると思えますけれども、これから始めようとする人や、私のようにほとんど行ったことがないという者にとっては、そこへ行けば、専門の指導員がいて、改めて機械の使い方やトレーニング方法についての指導やその相談に乗っていただければ、より多くの利用があり、充実した運営が出来るのではないかと考えますが、その専門の指導員について、今後、専従で置いていただくことは出来ないものか、またその辺が難しいようであれば、利用者の多い日だけです、特定の日を決めて置いていただけるようなことが出来ないか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） トレーニングルームに専従の指導員を配置してはということですが、このトレーニングルームに設置いたしております機器につきましては、使用方法は比較的簡単なものを設置いたしております、現在開催しております講習会での利用説明で十分ご理解いただいているものというふうに考えております。

また、トレーニングについての指導や、あるいは相談を受ける相談会につきましては、先ほど申し上げましたように、月に1回ないし2回でございますが、各個人の目的、あるいは体力に応じた長期的なトレーニングメニューなどにつきましても対応出来ますことから、一度相談会に来ていただきましたら、それぞれの利用者からの質問や、あるいはプログラムの作成に十分お応え出来、ご理解をいただけるものと考えております。そうした相談会をご利用いただけたらというふうに思っています。

そうしたことから、専従の指導員の配置は現在のところ考えておりませんが、質問者がおっしゃっていただいておりますように、出来るだけ利用者の多い曜日、あるいは時間帯を考えまして、相談会の日程を設定いたしたいと思えます。

また、講習会の開催日程につきましても、広報等を活用いたしまして、住民の方々に周知してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 専従で置くのは今のところ考えていないということですが。しかし、将来的にはぜひ専従の指導員を置いていただいて、利用者の利便性を考えていただきたいと思えます。

それと、相談会につきましても、当面利用者の多い曜日、時間帯を考慮して日程を設定していただきますと共に、講習会の開催日程の周知の徹底につきましても配慮いただきまして、現在利用されている方、また今後利用される方々に喜んでもらえるような充実した指導体制を確立していただくことを要望しておきます。これでこの質問終わらせていただきます。

次に、小中一貫教育についてであります。このことにつきましては、6月の定例会で同僚議員からも同じ質問がされておりますが、再度質問させていただきます。

まず、その1といたしまして、教育における諸改革の現状と本町の取り組みについてであります。

ここ数年、国を挙げての色々な改革が進められていますが、教育界におきましても、今日ほど目まぐるしく改革されたことは過去にはないのではないかと思います。平成14年度に新しい学習指導要領が定められて以来、多くの教育制度が改編されてきました。その諸改革の状況と本町の取り組みについてお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教育改革についてのご質問でございますが、少し長くなるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

この教育改革につきましては、平成10年に中央教育審議会が答申されました今後の地方教育行政のあり方を示されたところでございます。その中に、1つとして、教育行政における国、都道府県及び市町村の役割分担のあり方、2つ目に、教育委員会制度のあり方、3つ目に、学校の自主性、自律性の確立、4つ目に、地域の教育機能の向上とコミュニティの育成及び地域振興に教育委員会の果たすべき役割の4つの項目で議論されています。

この4つの柱をもとにいたしまして、各学校の学級編成を弾力化する、2つ目に、教育長の任命、承認制度の廃止と議会の同意を導入されたこと、3つ目に、校長、教頭の任用資格の見直し、4つ目に、主任制度の抜本的見直し、5つ目に、職員会議の位置づけの明確化。また、学校運営につきましては、学校評議員制度も創設されています。

こうした答申内容をもとにいたしまして、平成14年度より新しい学習指導要領を改定されました。その主な内容は、1つに、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成する中では、完全学校週5日制の導入に合わせて、土曜日、日曜日を利用して、学校や地域社会で子どもたちが生活体験や自然体験、あるいは社会体

験、あるいは文化・スポーツ活動など様々な体験をすることが望まれているところでございます。

そして、2つ目には、自ら学び自ら考える力を育成するという項でございますが、これまでに多くの知識を教え込みがちであった教育から、子どもたちに自ら学び自ら考える力を育成する教育へと転換を図られています。これからの社会を生きる子どもたちに必要な力を、生涯を通じていつでも自由に学び続けるという生涯学習の考え方をさらに進める必要があります、教育は学校教育のみで完成するものではなく、学校教育では生涯学習の基礎となる力を育成することが重要であると言われております。また、体験的な学習、問題解決的な学習や道徳教育の充実、国際化に対応した教育の充実、あるいは情報教育の充実、体育・健康教育の充実などが示されています。

3つ目に、ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実するでは、完全学校週5日制のもとで、ゆとりの中で子どもたちに生きる力を育成することを目指しています。学校が子どもたちにとって真に楽しい学びの場となるように、子どもたちの学習状況を踏まえまして、ゆとりを持って学べるよう授業時数を縮減し、また教育内容も厳選いたしまして、基礎・基本を着実に身につけるように改正されています。子どもたちが授業内容を確実に身につけることが出来るように、わかりやすい授業を展開して、一人一人を大切にされたきめ細やかな指導をし、学習の理解の状況や学習の習熟の程度、興味、関心などによりまして個別指導を行ったり、あるいはグループ別に学習をしたり、ティームティーチングや少人数授業など、個に応じた指導の充実を図られています。

4つ目の各学校が創意工夫を生かして、特色ある教育、特色ある学校づくりを進める中では、各学校の自由度を拡大することによりまして、これによりまして子どもたちの実態により、より即した個性を生かす教育が展開出来るようになっております。総合的な学習の時間が新設されまして、総合的な学習の時間は、これまで画一的と言われていました学校の授業を変更いたしまして、子どもたちが各教科等の学習で得た個々の知識を結びつけ、総合的に働かせることを目指して新設されています。

このように、教育改革が求める背景には色々ございますが、1つには、戦後の豊かな社会の中で、いじめ、不登校、校内暴力、学力低下等といった教育問題が増大したことから、それを克服するための改正であるというふうに思っています。

もう1つは、聖域なき構造改革が政治の重要課題になりまして、地方分権の規制緩和

をキーワードに、あらゆる分野におきまして改革が進められています。教育につきましても、大胆な教育改革が打ち出されておりまして、その改革の流れは急を要しているところでございます。

こうした状況の中で、斑鳩町の学校での取り組みにつきという質問でございますが、学習指導要領の改定に伴いまして、総合的な学習の時間、少人数授業、基礎・基本を大切にした授業など、学習指導要領に基づきまして、それぞれの学校が校長のもとで特色を生かした取り組みをいたしているところでございます。

また、県教育委員会では、指導力不足教員の措置、民間校長の引用、教員研修制度の充実、また教育特区の推進にも努力されておりまして、教育特区につきましては、奈良県内では、奈良市、大和郡山市が国の認可を受けまして、小中一貫教育や不登校児童・生徒支援教育特区が実施されています。教育特区は、市町村が特色ある教育を実現するために、教育課程の編制や教職員の任用等各市町村が独自に取り組むことが出来る制度でございます。

いずれにいたしましても、国、県の教育方針や斑鳩町の総合計画に示しております教育を推進し、斑鳩町の教育の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 詳しい説明していただきましてありがとうございます。

では、その次に、その2といたしまして、教育調査研究会の現状についてであります。

今、全国各地で教育特区や文部科学省の研究開発学校の研究指定を受けまして、小中一貫教育の取り組みがされております。奈良県内におきましても、奈良市や郡山市などでも取り組みされております。

それと、先日も文部科学大臣が約50年続いてきました6・3制を見直し、市町村の判断で小中学校の区分を変更出来るようにするという私案が発表されました。本町でも、昨年从小中一貫教育の調査研究をされておりますが、その現状についてお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 小中一貫教育の調査研究につきましては、本議会初日に町長提案説明の中でも概要につきまして報告させていただいたところでございます。再度、現状の取り組みについて説明をさせていただきたいと思っております。

斑鳩町が小中一貫教育の調査研究に取り組みました趣旨につきましては、第3次斑鳩町総合計画に、子どもたちが豊かな人間性や社会性を育み、自ら学ぶ力をつけていけるよう、自然や歴史、文化などにふれる体験学習や、国際化、情報化など時代の潮流に対応した取り組みを進めると。

また、学校教育の充実につきましては、時代の潮流に対応した教育を進めると共に、一人一人の個性や自主性、創造性を高める教育を推進すると、こういうふうに定めています。これらを積極的に推進し、教育の一層の活性化を目指すためにも、思い切った発想の転換も一つの良策ではないかというふうに考えているところでございます。

また、近年、児童生徒の精神面や身体面におきまして、大きな変化があらわれてきてまいっております。例えば、小学校1年生と6年生の差が非常に大きくなってきています。6年生は、身体的側面や精神的側面におきましても、小学校というより中学校といった方がいいのではないかと思われるぐらい中学校に近づいています。また、小中学校の学習指導要領を見た時に、6年生と中学1年生の間に重複している内容も見られますことから、これらを整理いたしまして、より効果的、効率的な教育が期待出来るものというふうに考えています。小中一貫教育の調査研究に期待出来るものと考えましたことから、小中一貫教育の調査研究に取り組んでまいったところでございます。

この調査研究につきましては、平成14年度から取り組みまして、昨年の年度末の3月に1年間のまとめを行いました。中間報告をいただいたところでございます。本年度は、昨年の中間報告を踏まえまして、より具体的に研究を進めるために、5研究部会制度をとりまして、学校から選出いたしました委員によりまして、研究学校を中心に進めているところでございます。

その研究部、5つありますが、1つの研究部につきましては東小学校が中心になって研究をする。それから、斑鳩部総合学習の部では、西小学校が中心になる。あるいは斑鳩部の生き方の研究については斑鳩小学校が中心、英会話部では南中学校、あるいは交流部が斑鳩中学校、それぞれが主に研究をしていこうということでございます。その中にそれぞれの学校から委員が加わっているわけでございます。

その取り組み内容でございますが、例えば英会話部におきましては、国際理解を推進するために、早期に英語に親しむことを目指しまして、小学校から英会話を取り入れるために、小中9年間の見通しを持った教育課程や指導方法、教材等を検討を進めているところでございます。この夏休み期間中におきまして、小学校で英会話授業を実践され

ている先生を講師に招きまして、本町の小中の教員を対象にいたしまして、英会話授業の研修を3回にわたりまして実施いたしました。

こうした研究や実践を進めていきます過程におきまして、様々な課題が浮き上がってきています。例えば、小学校には英語専門の教員がいないために、各担任教員の英語力育成や、あるいは意識改革が必要であるというふうに考えております。これを補うためのネイティブスピーカを主とした人材の確保、あるいは教材の整備などの改正が必要であるというふうに思っています。

また、斑鳩部の生き方学習では、「斑鳩のまちを愛する心をもつ」をテーマにして、「郷土の文化と伝統を大切にし、郷土を愛する心を持ち、郷土の発展に努める」、こういうことをテーマに研究をいたしております。また、「斑鳩のまちを愛し社会に尽くした先人や、現在、地域や社会を支えている人」の教材を作成いたしまして、その教材に学ぶ中で、感動や共感を体験し、その人の生き方を学ぶという目的で取り組んでいます。

そして、斑鳩部の総合的な学習では、小学校と小学校、あるいは小学校と中学校での内容の重なりを整理いたしまして、カリキュラムの整理に取り組んでいるところでございます。

研究部では、児童生徒の中学校への入学前と入学後での児童生徒の意識についてのアンケート調査の分析を通しまして、友達関係や先輩との関係など人との関わりについて研究を進めております。

交流部では、小中間の教師の交流や生徒の体験入学等について、どのような内容や方法が可能か、あるいは検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、当町では3小学校から2中学校に入学するということから、町全体によります小中の連携を模索しておりますために、1小、1中の統合のように簡単に実施出来にくい点がございますが、現在の教育制度、教育課程の枠内の中でいかに工夫して小中連携という新しい制度を実現していくか、超えなければならない問題は山積しているというふうに理解をいたしております。

○議長（浅井正八君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ただいまご答弁いただきましたように、昨年から小中一貫教育の調査研究をされまして、本年度から5部会に組織を改編されて、調査研究に取り組んでいただいております。斑鳩町のように、3つの小学校、2つの中学校というようところで、新しい取り組みを行うということは大変かと思えます。その上、国、県、町にお

きましても、財政的に大変厳しい時代を迎えております。また、先ほど申し上げましたように、先日の文部科学大臣が私案として、6・3制の見直し、弾力化を発表されました。

そこで、私の最後の質問です。斑鳩町でただいま取り組んでおられます小中一貫教育の今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 斑鳩町が小中一貫教育の調査研究に取り組んでまいりました趣旨につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。

今後の見通しということでございますが、現在調査研究いたしておりますものを、本年度中に一定のまとめをしてまいりたいというふうに考えております。このまとめに沿いまして、次年度から学校教育の現場での導入につきまして、教育委員会で十分協議いたしまして、また保護者の意見を聞き、最後のまとめをしてまいりたいと考えております。また、担当の常任委員会にも報告いたしまして、ご審議を賜りたいというふうに考えております。

国、地方とも財政事情は大変厳しい状況でございます。そうした中で、先日、教員の給与に当たります義務教育費国庫負担金を一般財源化するという方針を全国知事会で承認されました。こうした状況から、ますます地方財政は厳しくなるものというふうに思っています。知事会で承認されましたけど、これはそのまま実施されたら大変財政的に厳しくなるということでございます。

また、先日、文部科学大臣が、今も申されましたように、義務教育の改革の私案を公表されました。その中で、50年以上続いてまいりました義務教育の9年間の分割方法6・3制を、市町村が独自に変更出来るようにするなど、義務教育制度の弾力化を提案されています。これは、近年、不登校やいじめなどの問題行動が中学校に入ると急増すること等から、6・3制は現在の子どもの心や体の発達度に合っていないとの研究の成果と共に、保護者や地域のニーズに応じた地方主導による学校教育が出来ることを目指したものであるというふうに思われます。財政論から税源移譲という財源削減案が先行しているのに対しまして、教育論の視点から地方分権への提案がなされておりました、これは義務教育費国庫負担金の存続の大切さを訴えられているところでございます。

この文部科学大臣の改革案の内容につきましては、斑鳩町が進めております小中一貫教育の取り組みとも一致した方向性が認められます。そうして、現在教育特区でしか認

められていない様々な新しい改革が少しずつ広まっていき、近い将来義務教育の抜本の見直しが予測されるところでございます。小中一貫教育調査研究におきましても、今後の改革に備えまして、十分な準備と対策を講じていく必要があるものと考えております。町財政も大変厳しい中ではありますけれども、創意工夫をしながら積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ありがとうございます。現在、教育改革の変革期で、色々と課題も多いと思いますけれども、今後も子どもたちが毎日楽しく安全で豊かな学校生活が送れますようお願いしておきまして、私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、8番、坂口議員の一般質問は終わりました。

午前10時15分まで休憩いたします。

（午前 9時59分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

次に、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、国民健康保険証のカード化についてということですが、平成13年2月14日に、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が交付されたことにより、従来は世帯単位に紙で交付することとしていた医療保険の被保険者証が、平成13年4月1日から、1人1枚のカード様式で交付が可能となりました。交付については、準備が整った保険運営主体である保険者から順次交付することとされており、全国で健康保険証の個人カード化を導入する自治体が増えてきております。現在、斑鳩町では1世帯に1枚保険証を発行しておりますが、家族で同じ日に病院にかかる、また旅行に行く際に携帯出来ず不便であるなどの理由により、被保険者一人一人が持てるよう検討をしてほしいということで、先日の厚生常任委員会でも意見が出されていたと思うのですが、斑鳩町として実施することについて町の見解をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、木澤議員の方からのご質問をいただいておりますように、健康保険の保険証の個人カード化ということで、平成13年の4月に施行規則が改正をされて、世帯ごとであった保険証の様式が一人一人のカード式に改めるということになっております。保険者の財政状況を考慮して、当分の間は旧様式の使用も一応この法律の施行に伴って認められているところでございます。それをまずご理解をいただいております。

個人カード化につきましては、被保険者の利便性の向上を図ることが出来るため、これまでも検討をしてきたところではございます。しかし、これを個人カード化ということになりますと、現在使用してまます電算システムの変更等初期投資も多額なことに加えまして、カード化ということでプラスチック等の耐用性のある材質にしなければならないということで、単価の増ということにもつながってまいります。また、被保険者証の発行枚数の増加に伴いまして、様式作成とか一斉更新時の郵送料の増加など、そういった財政負担も増加いたしますことから、斑鳩町の国保財政の状況等を考えた場合、現段階では個人カードへの移行というのは現段階では厳しい状況ではないかということ、当面は現在使用しております紙の世帯ごとの保険証の発行ということで考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長から答弁いただいた中で、財政的に厳しいというのは、財政難でありますから、非常によくわかるのですが、厚生労働省は当初、統一したICカードもしくは磁気カードの導入を検討していたんですが、各健康保険組合の財政事情などを考慮して、一斉導入は現状は出来ないと。また、カードの大きさや材質というのは、各市町村や健康保険組合など保険者が自由に決定出来るというふうにされております。

少し調べましたら、このカードのタイプとしてIC、磁気カードを含むプラスチックのタイプと、ペットカードと呼ばれるもの、また一番安い紙タイプのカードと3タイプが紹介されておりましたが、先ほど部長、電算システムの変更等が必要となるというふうにおっしゃっていたんですけども、ということは、ICを含んだ、プラスチックということはさっき言うてはりましたけども、ということで検討をされているということですか。紙タイプであれば、安価で発行が出来るというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 一応考えておりますのは、プラスチック製でということと考えております。今、木澤議員もおっしゃっていただいておりますように、紙製ということになれば、安価で出来るのではないかということですが、個人個人でいくということになりますと、今現在世帯でしておりますので、約5,000の世帯に交付をさせていただきます。個人個人でいきますと、被保険者数としては1万人ぐらいの方の加入になるかと思っておりますので、現在の世帯からいきますと、この数字でいきますと、個人個人でいきますと、4倍の紙の分で、今現在10世帯のカードの分で、15円か16円ぐらいで保険者証というのは作成が出来ておるんですけども、これでいきますと、その15円が個々に出させていただくということになりましたら、その4倍の分で数値的に単価アップになってくるというように考えておりますので、紙にいたしましてもそれだけの費用が必要になってくるというように考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 紙にしても、その量が増えるので、値段が、費用がかかるというのはよくわかるんですが、なぜICチップを組み込んだプラスチックの方で考えておられるかということについて答弁いただけてなかったように思うんですけども、その点はなぜ紙ではなく、ICを考えておられるんですかということをお聞きします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在の段階で検討をさせていただいた中では、一応ICカードじゃなしにプラスチック製のカードという形で、カードの保険者証を発行をしていくという段階の中での考え方で進めていたということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） これまでそのように検討されておられたということで、また、調べておられるかとは思いますが、紙タイプでしたら幾らになるのか、プラスチックタイプでしたら幾らになるのか、値段的にどの程度差があるのかなというふうに思いますので、今後、またその検討をしていただきたいというふうに思います。

また、県下では生駒市が実際に導入をされているというふうに聞いておるんですけども、生駒市にしても、住民基本台帳カードも発行されており、それとの兼ね合いから、どのようなタイプで発行されておられるのか、もしわかるようでしたらお聞かせいただ

きたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 生駒の関係につきましては、ビニールコーティングされたカードを発行をされているということで聞いております。

先ほどお答えをさせていただきました中で、紙の保険者証にしても、4倍になると申し上げましたけれども、2倍でご訂正お願いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 生駒市ではビニールコーティングされたタイプで発行しているということですので、今後、近隣市町村もこういった形で発行していくのか、そういった動向を見る中で、また住民の利便性にとって、また個人情報の安全性についても、十分に気をつけていただいて、こういった形の実施がよいのか、検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、次世代育成支援についてですが、8月の17日に第1回目の次世代育成支援行動計画策定協議会が開催されました。私も傍聴させていただいたのですが、各委員さんから行動計画策定に向けて様々な角度から指摘や意見が出されており、この計画の策定が今後の少子化対策にとって非常に重要なものになるということ、協議会の委員の皆さんが強く意識して協議会に臨んでおられるというふうに感じました。私は協議会には参加出来ませんが、斑鳩町の将来に大きくかかわる施策としてよりよいものをつくりたいという立場から、前回、前々回に引き続きまして今回も、次世代育成支援の行動計画策定にかかわり質問をさせていただきたいと思います。

先日の協議会の中でも一定報告がされておりましたが、次世代育成支援行動計画の策定に当たり、町内の小学生以下のお子さんがある世帯に対し、町が先日行ったアンケート調査の結果について、そこから見られる問題点をどのように考えておられるのか、町の見解をお聞きします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 次世代育成支援にかかわってアンケート調査をさせていただいた、その中の結果からでございますけれども、子育てのサービスがあるということは、かなりこのアンケートから、認知をしていただいているというのが低いということが把握を出来ております。これは、周知をする手法のまずさというんですか、そうい

う方法が、要は子育てをされている保護者の方への周知方法が、まだ今の方法では保護者の方々に万遍なく行き渡っているということではないというような結果のあらわれではないかなというふうに思っておりますので、こういう周知の方法の検討とか、子育てに関します悩みにつきましても、当然保護者の中でも子どもにかかわっていただくお母さんの方が時間的には長くありますので、そのお母さんの方の悩みに関しての割合も高くなっていると。

また、内容につきましても、父親が子どもとの時間を十分にとれないことが一番高い回答で悩みとして挙げられております。逆に、母親は、子どもの教育に関する事とか、病気とか発育、発達に関する事、そして子どもを叱りすぎているような気がするというようなことなどが多く挙げられておりました。

また、悩みの相談の相手につきましても、配偶者、親族、隣近所の人とか、地域の知人、友人など身近な人が相談になっているということ。そして、子育て情報の入手先につきましても、隣近所の人、地域の知人、友人が多いということから、こういう関係で、特に地域とか、そういう友人の方々というのが、子育てということにつきましての色々な話、相談になっているということの実態がつかめたなど、このようには思っております。特に、そういうことで地域というのが重要になってくるのではないかなというように思っております。

それから、子どもの心身の健全育成を図るために、食育についての推進とか性教育の問題につきましても、子どもから質問をされた時に、どのように答えたらいいのかなあというように悩んでおられる保護者の方が半分近くおられるという結果も出ております。こういうことから、保護者の方々に対する正しい性教育の普及とか啓発が必要ではないかなと、このように思っております。

今日も、喫煙の関係で、幼稚園の子どもに対してそういう喫煙の関係のお話をするというようなことでテレビで報道されておったようにも見ておったんですけども、当然、喫煙の時期がいつからかという、幼稚園とか小学生の低学年というような時期が多いということからも、そういうことで取り組むことの必要性も挙げられておったように、私はちょっと今日テレビで見ておったんですけども。

ほかに、生活環境についてで質問させていただいております。子どもと一緒に外出の際に困ることは何んですかという問いに対しましては、歩道や信号がない通りが多く安全面で心配があるということ、暗い通りや人気のない場所で子どもが犯罪に遭わないか

心配であるということ、歩道の段差などがベビーカーや自転車の妨げになっているというようなことなどで回答を多くいただいております。

また、今後の子育て支援に望むことにつきましては、子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいとか、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしいというようなご意見をかなり多くいただいております。

小学生の地域活動への参加の中でも、こういう活動に参加をするかどうかということの問いに対しまして、スポーツ活動とか自然学習、キャンプ等の野外活動、子ども会等の青少年団体活動、文化・音楽活動など多岐にわたって参加をして、こういうことから、地域と一体となった取り組みの検討も必要ではないかな、このように考えております。

ほかに、男女共同参画についての意識の高揚とか住民啓発の推進とか、会社や事業所に対します子育て家庭に配慮した働き方の見直しについて、事業所への取り組みや、子どもが被害を受けた犯罪が増加していることから、警察や学校だけでなく、地域が一体となった安全な地域づくりとか虐待防止の身近な相談窓口や、地域によります見守りなどの事項について、現在、斑鳩町次世代育成支援行動計画の策定協議会において検討をいただいているところでございます。次の時代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るための目標とか内容、実施時期を定めた行動計画というものを、検討協議会の中で作成をしまいたい。問題点等も、こういう形で把握をする中で作成をしていきたい、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長、答弁いただいたんですけども、ちょっと1点答弁の中で、私の誤解だと思うんですけども、喫煙のところの話で、幼稚園から関係があるというのは、別に幼稚園からたばこを吸い出したと、そういう意味じゃないですね。そういうふうに聞こえましたんですけども、そんなわけではない。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 申しわけありません。一応喫煙が始まった時期がいつからかということで、子どもたちに喫煙を始めた時期を確認をしていると、要は幼稚園、もしくは保育所、小学校の低学年から吸い出したというのが、興味本位で吸い出したと思うんですけども、そういう形の時期が多いということでされてる。そういうことから、こういう子どもたちを、次世代を担う子どもたちに対しての行動計画ということで

すんで、それらも含めた中での必要性があるんじゃないかなということもありますんで、一応そういうことで、ちょっと今日テレビを見ておりましたらそういうことの話もあったんで、一応お話をさせていただいたわけです。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） すみません、わかりました。

また、答弁いただいた中では、サービスの認知度が低いということを問題視しておられるんですけども、そのアンケートの結果を見ますと、知らないサービスについてやはり30%から70%となっております。町のそういった子育て支援の情報については、平成12年の3月に作成されましたこの「子どもの幸せを願って」というハンドブックに、子育て支援として利用出来るほとんどの施策が載っていると思うんですけども、このハンドブックというのはどのように活用されているのでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 窓口のところで置いておまして、それを来庁された方が自由にお取りをいただくような状態で配布をしているということでございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 窓口で置いてあるということですけども、私もこれを手に入れたのは、東公民館にあったので1部いただいたんですけども、やはり置いておくということですね、確かに訪問して見られる方、目についた方というのはあるということがわかると思うんですけども、やはりこれは周知をしていかなければわからないものである。その施策についてまとめているものですから、例えばパパママスクールを開催する際など、また子どもが生まれて町として全戸訪問をされている、その時に渡すなど、一定子育てに必要なものであると、必ず目を通してほしいという、それぐらいのつもりで情報提供していかなければ、せっかく公費を使ってつくっているものですけども、利用されなければ意味がないので、今後、その活用方法ですね、見直しを図っていただきたいというふうに思います。

また、悩み相談相手のところなんですけれども、隣人や知人、友人など母親同士の結びつきが重要であるとされておりますけれども、隣人や知人といった母親同士の結びつきを強めるということは、非常に大切なことであるというふうに私も感じます。また、それにつきましては、シンポジウムを開くなど行政としてイニシアチブを発揮していくべきだというふうに考えます。また一方で、子育てサポーターや母子自立支援員さん、

また民生児童委員さん、主任児童委員さんや保健センターなど、個々ではよく頑張っているというふうにするのですが、このアンケート結果を見ますと、極めて利用状況が低いというふうになっており、比率で言いますと、4つ足しても8.5%しかありません。これについては、周知をするというだけではなく、地域住民との結びつきを強めるという立場から、今後研究し、学校や保育所、幼稚園の先生のような高い比率で相談出来るようにすべきではないか、このように思うのですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先にもお答えをさせていただきましたように、町が取り組んでおります子育てのサービスの周知が、要は認知度がかなり低いということで結果としてあらわれております。先ほどお答えさせてもらったように、当然、保護者の方々にそういう制度を知っていただくという周知の仕方をもう一度見直すべきではないかなと、このように思っておりますし、ご指摘をいただいておりますように、窓口においておくというだけではなしに、何らかの手法を持って働きかけを行っていくということも当然考えていかなければならないことであろうと思いますし、そういう形でこの計画の中で、その辺のことも含めて色々ご検討をしていただく、また作業部会の方でもそういう形で提議をしていく中で検討をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 知らないから利用しないというだけではない、それ以外の理由もあるのではないかとというふうに私は考えて今言わせていただいたんですけども、またその点も含めまして、町民の方がどうやったら利用していただけるかということを十分に策定協議会の中で検討していただきたいというふうに思います。

次に、子育て情報の入手先についてですが、テレビ、新聞、雑誌、育児書等という回答が61.1%と、テレビや新聞などで情報を入手するという方が多いというふうに思うのですが、町内の公民館や図書館では、十分にそういったことに対する対応というのは出来ているでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 公民館等でのそういう形で子育てに関します情報等のやつは、万全であるというような状況ではないというふうに認識をいたしております。た

だ、そういう形で情報の関係を提供出来るものについては提供をさせていただいている状況にあらうかと思えますけれども、100%それで行き渡っているか、行政として対応が100%やれているかということになれば、100%やれているというような状況にはないのではないかなと思います。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 町内の図書館の利用率ですね、これにつきましては、他町に比べても斑鳩町は高い方であると、町民の方よく来ておられると。また、開館中は好きな時間に利用出来るということもあって、多くの方が結構長い時間、その時間館内におられるというふうに思うんですけれども、そういった空間を利用して次世代育成支援にかかわる子育てコーナーなどというのを設置して、本以外のものでも、町民の方に対して啓発を図る。例えば、アンケートなどを置くとかということをして、そういうコーナーをつくっての啓発も今後検討していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 図書館に限ってお答えをさせていただきますと、図書館におきましては、子どもたちに読み書きをさせる読書会というような形のものもしてはいただいておりますが、それはまた子育てとは別の話になろうかと思えますので、今、ご指摘をいただいているような形で、作業部会の方にも、教育委員会の事務局の職員も入ってくれておりますので、それらでもってどういう取り組みが出来るんかどうかということをやっぱり議論をさせていただきたいなと思います。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、こうしたアンケートの調査を行ったことによって、問題点がより明確になったのではないかというふうに思ひます。以前にも答弁いただきましたように、今後出来るだけ早い段階で、中高生の子どもがいる世帯に対してもアンケート調査を実施していただき、中高生の子どもがいる世帯の問題点も計画に反映していただきますよう併せてお願ひしておきます。

それでは、2番目の質問に移ります。

先日の第1回次世代育成支援行動計画策定協議会で、委員さんから、この行動計画の策定に当たって、いかに住民、また町内の各種団体を巻き込んでいくか、いかに地域全

体で少子化問題を考えられるように働きかけていくか、そういった視点を持つことが重要だという意見が出されておりました。そういった中で、各種団体や色々な草の根の声を酌み取り、計画策定に反映していくためには、ワーキング部会の役割というのが非常に重要になってまいります。

そこで、前回にも質問させていただきましたが、今回はより深い意味で、確認の意味も含めまして、ワーキング部会の具体的な役割と、こういった視点を持って取り組んでいくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この作業部会につきまして、設置要領を制定をいたしまして、斑鳩町の次世代育成支援行動計画を策定するに当たりまして、保健、福祉、教育等の関係部署が集まって、この計画で達成しようとする目標とか実施しようとする内容及びその実施時期等を協議をするということで、作業部会というものを設置をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、国の行動計画の策定指針というのがございます。それに基づきまして、地域における子育ての支援については、地域における子育て支援サービスの充実とか保育サービスの充実、子育て支援のネットワークづくり、児童の健全育成等について、そして2つとして、親子の健康の確保及び推進においては、子どもや母親の健康の確保、食育の推進、思春期の保健対策の充実、小児医療の充実等について、3つとして、教育環境の整備については、次代の親の育成、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進等についてということ、そして4つとしては、子育てを支援する生活環境の整備についてということで、安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進等についてという項目、5つとして、仕事と家庭の両立ということでは、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等、仕事と子育ての両立の推進について、そして6つといたしまして、子どもの安全の確保についてという項目で、子どもの交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、被害に遭った子どもの保護の推進等についてという事項、7つとして、要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進についてということで、児童虐待防止対策の充実、障害児施策の充実等について、各関係課と検討をしていくということで取り組みをするための作業部会でございます。

こういうことで、このメンバーといたしましては、ご承知をいただいているとは思いますが、総務課、企画財政課、福祉課、健康推進課、建設課、都市整備課、教育委員会事務局の総務課、同生涯学習課と、それから斑鳩町の社会福祉協議会の担当の者をもって構成をするということで進めているところでございます。また、必要に応じて、子育てサポートクラブ等の関係団体の意見を聞いていくということで考えております。

こういうことで、今、申し上げた7つの項目について作業部会で色々協議を行いまして、その協議を行ったことについて素案としてまとめさせていただきまして、次世代の育成支援行動計画策定協議会にお諮りをさせていただくというように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ただいまワーキング部会の役割というのを、国から示されている行動計画策定の7つの方針をもって取り組んでいくということで答弁をいただいたというふうに思うんですけれども、私はそれを聞きまして、見させていただきまして、その中で、次世代を育む若い世代への支援、こういう視点、これまで私も一般質問で色々言わせていただいていたのですが、若い世代の視点というのがないのではないかなというふうに感じました。

今回の次世代育成支援対策推進法が策定される背景に、少子化の主たる要因として、晩婚化、未婚化の問題が挙げられております。この次世代育成支援行動計画の策定に当たっては、若者の声を反映出来るよう、計画策定を考える際に、子育てのみにとらわれてはいけないということで意見を申し上げてきました。学校を卒業して社会人になってから、また結婚して子どもを産むまでの間というのは、若者は生活状況の把握がしにくいということもあって、行政の光が当たりにくくなっている。そういったことを改善するためにも、若者の置かれている状況を把握出来るよう、行動計画策定時に問題意識を持って取り組んでいただきたいと、このように思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 6月の時にも今のご質問のような形で、中高生の意見ということでお聞きをしておったように記憶をしておるんですけれども、その時、若い世代の代表という意見もということでご質問があったと思います。一応私の方で、今の

策定をする段階においては、若い世代というのは既婚になるんか未婚になるんか、それは判断が色々異なろうかと思えますけれども、一応既婚者の方の若い世代でということでアンケート調査をしてご意見を伺ったということでお答えをさせていただいております。

そして、今後の考え方といたしまして、木澤議員もご承知いただいておりますように、10年計画の中で中間年の5年に見直しをするということの中で、その時に、今ご指摘をいただいているようなことのご意見も踏まえて反映をさせていただくということでお答えをさせていただいた経過があろうかと思えます。

今も、同じように、当然、5年ということになっておりますけれども、必要があれば、当然3年になるのか4年になるのかと思えますけれども、そういう形で中間年での見直しの際にそういうご意見をいただいた中での取り組みもしていきたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 前回、6月議会の時にいただいた答弁と同じ答弁をまたいただいたというふうに思うんですけれども、次世代育成支援の第1回目の協議会の中で、この計画を策定する1年間の間にどれだけやっぱり住民の声を取り入れるか、また地域全体として計画策定の意識というのを反映出来るかということが重要であるというふうに委員さんもおっしゃってましたことから、やはり素案を出す、検討項目を出していく段階で、やはりそういった視点を入れておく必要があるのではないか、そういうふうに私は考えます。

ただ、中高生のアンケートにしても、時間的に難しいところはあるというふうには考えております。したがって、現実的に若者の声をどう入れるかという事務的な課題よりも、考え方として、若者の意見を取り入れる方向で検討していきたいというものを、やはり委員会の中で事務局の方から提示をしていただきたい。そして提示をしていただいて、委員さんにもそういう意識を持っていただくように努めていただきたいというふうに考えておりますので、今後その方向で検討いただきますように要望しておきます。

続きまして、7つの方針の6番目としていただいた答弁の中に、子どもの安全確保についてという項目がありましたが、犯罪の被害から子どもを守るためにという視点に加えまして、子どもを加害者にしないという視点も私は必要ではないかというふうに感じております。といいますのは、近年凶悪な少年犯罪が増えており、ニュースで報道され

る時には、普段はおとなしい子であったというのがほとんどであります。

また、先日、NHKスペシャルとして、「子どもが見えない 大人はどう向き合うのか」という番組をやっているのをたまたま見たのですが、長崎で中学生が小学生を殺害した事件や、小学6年生の女の子が同じ6年生の女の子を切りつけて殺してしまったという痛ましい事件があったことから、ある教師が子どもたちと正面から向き合おうとしているのを特集しておりました。その教師は、子どもたちに、死についてどういう認識を持っているかと尋ねたところ、33人のクラスのうち28人が、人間は一度死んでも生き返ることが出来ると真面目に答えておりました。テレビの影響が大きいとのことでしたが、自分の子どもが死についてそんな認識でいることを、子どもたちの親は先生から聞かされて信じられないという表情を見せており、今、子どもたちは、大人が聞くとびっくりするような認識を持っている。というよりも、親が自分の子どもに対し、価値観や固定観念だけで子どもの外見部分しか見ていないという現実があるのではないかとこのように感じます。その番組に対して多くの子どもたちからメールが寄せられていたんですが、子どもはそういった親の気持ちを敏感に察知しており、子どもの方は色々な信号を発信しているのに、親は世間一般の価値観でしか応えてくれない。親子の間でも、今、それが擦れ違いになって大きな壁が出来てしまっている。

また、番組の中では、核家族化が進み、一人で子育てをしなければいけない母親のプレッシャーというのが知らず知らずのうちに子どもに大きなストレスとなって子どもを苦しめている、そういうふうに報道がされておりました。

その番組の結論では、今、そういった現実に気づき、大人自身が変わらなければいけないというふうに結んでおりました。

今回、行動計画策定に当たって、基本的な視点として子どもの視点を取り入れるというのがあります。実際に保護者が考えていることよりも、子ども自身が何を考えているか、このことを酌み取ることが計画の策定に非常に大切であるというふうに考えますが、ワーキング部会には、先ほど部長からも答弁いただきましたが、教育の分野からもワーキング部会に入っていただいておりますが、子どもの意見を酌み上げることについて、アンケート調査などの実施も考えられますが、ワーキング部会としてどのように取り組んでいこうと考えておられますか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 子どもの意見を酌み取っていくということにつきまして

は、今、お話があったように、直接子どもから意見を聞くということはちょっと難しいんじゃないかというふうに思っておりますけれども、当然、子どもたちのことを一番よく理解をしていただいております学校の先生とか、幼稚園保育士、幼稚園の先生とか保育園の保育士等がおりますので、そういうことで必要に応じて作業部会で色んなご意見等も、お話も聞かしてもらえるというような形で取り組みは出来るんじゃないか、可能であるというように考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） その学校の先生が直接子どもから意見を聞いて、それをワーキング部会で酌み取っていくというのは、直接子どもから意見を聞くということになるのではないかなというふうに思いますし、また部局内で直接担当者がすべてのことをするというのは不可能ですから、そういった取り組みをどのようにして実行していくかというふうに考えるのがワーキング部会の役割であるというふうに考えております。

また、やはり子どもが何を考えているかというのは、大人の価値観でもって見てしまうとわからないというところでは、計画策定にはぜひ子どもの意見を直接反映させるのが、この計画を地域全体でつくっていくという点からは必要であるというふうに感じますので、ぜひ検討をワーキング部会でしていただきますようによろしくお願いいたします。

また、問題点の具体化というのに合わせまして、次世代育成支援法では、行動計画の策定において数値目標を設定するということが求められているのですが、計画策定後の進捗状況を一目で見てわかるように、例えば年度ごとのチェックシート方式にして、後の質問でも出てきますが、町のホームページで町民に対しても公開掲示していけるよう検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） これの進捗状況につきましては、住民の方々に提示をしていくという考え方でおりますし、私、ちょっと記憶が間違っておったらあれなんですけども、この法律にも、必ずそういう形で公開をしなければならないということになっておったと思います。その公開の仕方として色んな、今、ご指摘あるような手法があるろうかと思っておりますので、それは当然色んな手法を講じて住民の方々に進捗状況等はお示しをさせていただくということで進めたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 色々な方法でもって検討をしていただくということですが、行政にかかわるものだけが見て理解、認識出来るようなものではなく、町民が見てそれに対して意見が出せるような、わかりやすい形で計画の進捗状況につきましても公開を行っていただきますように要望しておきます。

それでは、次の3番目のホームページの活用についての質問に移らせていただきます。

私も時々斑鳩町のホームページを見せていただいているんですが、かなり早いスピードで更新がされており、町の皆さん、職員の皆さん、努力をいただいているというふうのが見てとれるんですけれども、今後につきまして、情報発達、意見収集の手段として、町のホームページ活用についてどういった見解をお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町のホームページにつきましては、インターネットの普及に伴いまして、情報伝達・収集の有効な手段といたしまして、平成10年8月に開設しております。

当初、斑鳩町の紹介、斑鳩町の観光ガイド、暮らしの情報等の内容から始まりましたが、利用者の増加に伴い、利用者の声を参考に、施設案内等の内容の拡充も繰り返し、平成13年7月には、英語版の増設も行っております。

その後、すべての市町村がホームページを開設する中、町のホームページのアクセス件数も年々増加し、暦年ではありますが、平成15年では8万4,367件となり、統計を取り始めた平成13年の3万7,433件に比較いたしますと、約2.3倍にまで達しております。

また、利用者のニーズも、行政側からの一方的な情報提供だけでなく、利用者の意見や要望が伝えられるなど、インターネットの特徴である双方向の機能を生かしたものと変化してまいりました。

このような状況を踏まえ、平成15年12月に、町のホームページのリニューアルに取り組んでおります。職員のホームページ作成の研修を行いながら、町の行政情報の積極的な提供をはじめ、各種申請、届け出等の様式のインターネットを利用したダウンロードサービスや利用者からの各種問い合わせや意見を電子メールにより受け付けるなど、いつでも、どこでも利用出来る行政情報の提供を目指しリニューアルを行いました。

今後でございますが、地域情報計画を踏まえ、変化しつつある利用者ニーズに応えながら、わかりやすく、活用してもらいやすいホームページを目指して充実させてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 私、今、合併問題や次世代育成支援の第1回の協議会を傍聴させていただく中で、計画への策定に当たって、また合併の問題などで、それに意見を寄せていただいて、それが反映出来る体制が必要であるというふうに感じております。部長の方からも、今、双方向性で今後も進めていきたいというふうに答弁をいただいたのですが、今、合併問題のページとしては、法定協議会とのリンクで斑鳩町独自のものではないという中では、寄せられた意見がどのように反映されているのかということについて少しお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういった住民から寄せられた情報につきましては、昨日も申し上げておりましたような行政出前講座等におきまして、色々住民に対しまして情報を提供いたしております。そういった機会をとらえまして、そういった情報も住民の皆さんから得ている情報でございますので、そういったことについてもお伝えし、よりわかりやすい合併への説明会というふうにするようにいたしております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） すみません、ちょっと私の言い方がわかりにくかったのかもしれませんが、町あてにメールというのは送れるようになっていると思うんですけども、合併協議会の意見を町に出す、町としてどういう考え方をしているのかとか。それは、聞く方の分には、今、言われました出前講座でお聞きすることは住民さんは出来るんですけども、意見をもらった町としては、それをどういうふうに反映していこうと考えているのか。今、またどういう体制になっているか、その点についてお聞きします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういったいわゆる合併の問題についての情報というんか、いただいた関係につきましては、当然送られた方については返信をいたしておりますし、その内容についても庁内の方へそういう情報を流しながら、そういった答えたことも流しながら、やはり町としての統一した見解としての意識を持ち対応していかなければ

ならないということでそういう対応をさせていただいております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 合併に対しての意見をいただく中で町も反映している、また答えも返しているということで、今後、そういった合併問題というのは、協議が終わりまして、いよいよ住民投票、住民説明会の見通しという形で進んでいくわけですが、次世代育成支援や、また障害者の計画変更の見直しの時期ということで、今後そういった施策ごとの分野別の意見というのを、どんどんと町民から意見を募集していく。それを公表するかしないか。そして、町民の意見をいただいた中で、計画策定に反映していける方法を町のホームページでも確立していく必要があるというふうに考えます。地域情報計画に基づいて今後ホームページについても運営していくということですが、その施策ごとの意見を町民から寄せていただく、そういった考え方で今後検討はしていただけるものなんでしょうか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今、施策ごとにとということではおられませんけれども、今後そういった施策ごといただけるような方法も検討課題と考えております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、職員が自らホームページ作成ということでの知識を持つようにということをやっております、それぞれの職員がそういった関係について常に積極的に対応出来る、そういった方向で進まなきゃならないと考えております。そういった構築に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、少し観光の点についてお聞きをしたいんですけども、斑鳩町やはり観光地ということもあって、現在英語での案内もされているのですが、昨日の一般質問でも、今後の観光客を倍加させるために、ヨーロッパにシェアを広げていくなど、それについて斑鳩町として乗り遅れないようにという指摘がされておりましたが、今後のホームページを使っての観光地としてのアピールをどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（浅井正八君） 木澤議員、一般質問の通告にない質問はちょっと避けていただきたいと思いますねけども。ホームページという問題ですか。観光の方は通告受けてないんですけど。木澤議員。

○13番（木澤正男君） 私が通告させていただいたのは、ホームページの活用についてということで通告をさせていただきました。その関連として質問をさせていただくということで、ホームページ内での観光のアピールということはどういうふうに考えておられるのかという質問なんです。

○議長（浅井正八君） 暫時休憩いたします。

（午前11時09分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

引き続き質問認めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、この質問につきましてもう一度言い直したいと思います。ホームページを使つての観光PRというのを今後どのように考えておられるのか、その見解をお聞きいたします。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 当然、これは立ち上がった時から、斑鳩町の場合は観光行政というのは、非常に重点でございますから、それとリンクして、観光協会のiセンターでも当然そういう関係で、9月22日には観月祭があるとか、あるいはそういうことのPR、あるいはまたそういう四季折々の関係等についてのPR、出来るだけやはり観光客が斑鳩の地に足を運んでいただいて、また二度訪れていただくような環境づくりをしていくことが、これからのやっぱりホームページの一番、やっぱり見ていただいて、そして斑鳩へ行こうという気を起こしていただくようなホームページにしていきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、町長から答弁いただきましたように、より多くの観光客の方が来られるよう、また英語のホームページをつくっていただけてはいますが、英語以外でのホームページも今後検討していただきますように要望しておきます。

では、次に、ホームページについてですが、今、町民から意見をいただく、また町民に対して情報を発信するということで運営をなさっておりますけれども、町のホームページの中に掲示板を設置して町民どおしが意見を交わし合う、そういったものをつくることは検討いただけないかということをお聞きします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） こういった、今おっしゃっていただく関係につきましては、色々、どういった問題点があるかというようなことも十分検討する中で導入を考えなきゃなんということもありまして、今のところはそういった導入については考えておりません。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 書き込みについては、相手を誹謗中傷するような発言につきましては、運営サイトの方でストップすると、規制をしていく中で、その掲示板についても、今後設置の方向で検討をしていただきたいというふうに要望いたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井正八君） 以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時18分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

次に、3番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） これより、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の介護予防拠点の整備と筋力トレーニングについてであります。我が国の平均寿命は、男性、女性共に世界第1、現在男性78歳、女性85歳であります。このままいけば、10年後には、65歳の高齢者数が3,300万人に達する。全人口の26%と想定されます。こうした中で求められる社会像は、単なる長寿社会ではなく、一人一人が生涯にわたって元気に社会参加出来る健康で元気な生き方が出来るかどうかであります。

そこで、現在、本格的な高齢社会に対応した社会保障を構築する上で、急所の課題とも言うべき介護予防についての取り組みがされております。ご存じのように、介護予防とは、介護が必要な状態にならないように予防することであり、また介護が必要な方は、現在の状態を悪化させないための予防をすることです。今や健康で長生きするため、早期発見早期治療中心から、一歩進んだ生活習慣、環境改善の予防中心に転換する時期に入っているように思います。それは、高齢者の方の身体機能の維持強化を図るための環境づくりであります。例えば、高齢者の方が自立した健康的な生活を送る場合、しっ

かりした足腰、筋力、また滑らかな関節機能はとても重要なポイントとなります。年々体力が低下する人や、既に日常生活の一部に介護を要する高齢者にとっては、介護度を下げる、つまり健康を向上させるために、これからの骨・関節系機能をしっかりと維持向上させる必要があります。また、身体機能を高めることによって、痴呆の予防もある程度可能となる。こうしたことにより、高齢者が住みなれた地域で活動的に自立した生活を送ることが出来、健康寿命を一層伸ばし、自らの機能を生かしながら、生き生きとした社会参加が出来るように考えます。このことを踏まえて3点についてお伺いいたします。

まず、1点目の、その後の介護予防の進展についてであります。私は昨年12月定例議会の一般質問において、介護に関する質問をさせていただきました。その内容は、現在、要支援の約半数が2年後には重症化し、介護予防の内容の見直しを今後必要としている中で、町としてどのように取り組んでいるのかをお尋ねいたしました。その時の答弁は、保健センターの方で、リハビリ等の事業では要支援の方が対象となって展開している状況ではないが、介護予防を重点的に、要支援の方も対象にするリハビリ等の事業展開も図る必要があるのではないかと考えるとのことでした。

そこで、介護予防の進展があったのか、その後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 昨年12月議会でご質問いただき、お答えをさせていただきました。お答えで、ちょっと説明不足で誤解を生んでご理解をいただいているような点もございますので、まずそれにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成15年の12月議会でお答えをさせていただきました保健センターでの要支援の方に対するリハビリ等の取り組みの関係でございますけれども、これにつきましては、要支援の方を専門的に対象としたリハビリを行っておらないというような意味の中で、要支援の方を対象にしたそういうリハビリも必要ではないかなということでお答えをさせていただきました。その当時から、斑鳩町の住民の方すべての方を対象に、要支援の方も含めてでございますけれども、リハビリ等の関係の事業は展開をさせていただいているということをご理解をいただきたいと思います。

それを受けまして、今、ご指摘いただいた関係のお答えをさせていただきますけれども

、介護予防事業につきましては、高齢者が出来る限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活が送れるように支援することを目的として事業を実施をいたしております。

現在、保健センターが取り組んでおります介護予防事業では、加齢に伴います運動機能低下を防ぐ観点から、要支援の方を含めた高齢者を対象に個別リハビリというものを週1回、本年度では50回になりますけれども、開催をさせていただいているところでございます。これは、医師の指示のもと、身体機能とか体力に合わせまして、理学療法士がリハビリやトレーニングプログラムを作成をいたしまして、固定自転車や滑車運動器等のリハビリ器具を用いて実施をいたしているところでございます。また、閉じこもりが痴呆や体力低下、ひいては寝たきりの要因になりますことから、音楽や昔話などを取り入れました「お元気クラブ」というものも開催をさせていただいております。そのほかに、理学療法士とか保健師等が、小地域福祉会と連携・協働をいたしまして、住民により近いところにあります集会所とか公民館で、高齢者の健康教育、地域参加型リハビリを実施をいたしまして、家庭でも簡単に出来て、そして継続出来る軽体操などを紹介をいたしているところでございます。

このように保健センターでは、介護が必要にならないような色々な側面から介護予防事業を展開をしているところでございます。要介護認定を受けられた方には、介護保険のサービスを受けていただくことは当然でございますけれども、これらの事業にも積極的に参加をしていただくことは、心身の健康と自立した生活の向上に役立つものでございます。また、虚弱な高齢者だけでなく、要支援、要介護1など比較的軽度の要介護認定者にも事業に参加をしていただくよう勧めてもいるところでございます。

また、町といたしましては、リハビリ教室等に地域の方とボランティアが積極的にかわりを持っていただくよう、小地域福祉会との連携をさらに深めまして、またボランティアの育成支援にも努めてまいりたいと、このように取り組んでいるところでございます。

昨年の12月にご質問をいただいてから後、その後の状況というのは、昨年の12月から変わっておらないような状況であるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） ご答弁の中に、地域参加型のリハビリを実施されているというこ

とで評価いたすんですけれども、現実には地域においてそういうのが少ないということでも、何かと定着しない場合がありますけれども、今後協議を重ねていただいて、粘り強く、またその裾野を広げていただいて、今後の取り組みに期待をいたします。

次の2点目なんですけれども、介護予防の整備についてということの見解ですけれども、現在リハビリ事業の拠点として保健センターの一室を利用しながら、医師の指示のもとで理学療法士がリハビリやトレーニングメニューを作成し、設置されている器具を利用し指導されております。利用される人数も、平成12年度から15年度の推移を見ますと、参加者が増加しており、それに伴って実施回数も増加しつつあります。これから、この事業が重要であることから、もっと高齢の方にとって利用しやすい場所にあれば、すなわち歩いていけるような身近なところに介護予防を行う拠点を整備することにより、一定の時間に関係なく自由に参加出来るようになる。それも、新規の施設を設置するのではなく、例えば公民館の一室を利用し、保健センターにあるものと同等のリハビリの器具を設置してするなど考えられますが、予算、スタッフ等クリアしなければならないこともあると思いますが、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご質問いただきました高齢者の方が歩いていけるような身近なところでの介護予防事業を行えるような拠点の整備をとるようにいただいておりますけれども、当然、確かに介護予防のサービスは、身体や精神が虚弱な高齢者に対して提供をいたしますことから、地域に密着した活動の中で高齢者の方が進んで事業に参加出来るよう働きかけていくということことが大切であろうかと、このように思います。その方策といたしまして、今、飯高議員もおっしゃっていただいておりますように、身近な地域で介護予防のサービスを提供する拠点を設けるとするのは、非常に有効なものではないかなというふうには考えるところでございます。

ただ、このリハビリということに関しましては、定期的な実施をしていかなければ有効に働かないのではないかとということからいきますと、ご指摘をいただいている既存の施設において実施をしていくということは、その既存の施設の利用状況とか活用方法等調整をしていくという必要もあろうかと思っております。また、器具の設置とか理学療法士、保健師等といった専門スタッフと、ボランティアなどの介助スタッフの配置等、その体制を整備するのにも克服をしていかなければならない課題も多くあるのではないかと考えております。現段階では、保健センターにおいて、リハビリもしくは小地域福祉会

と連携を図りまして、地域参加型のリハビリを中心に介護予防事業を推進をいたしまして、簡単で継続出来るリハビリの普及に努め、また住民ボランティアの育成とその活動の支援に努めているという状況でもございます。

しかし、国におきまして介護保険制度の見直しが行われております。その中で、軽度の要介護認定者を含めた介護予防事業に重点が置かれるとも聞いているところでございます。平成17年度に改定作業を行います介護保険の事業計画、老人保健福祉計画の中でも、今後の当町の介護予防事業のあり方を考えていくことになろうかとは思っておるわけでございます。介護予防の充実は、高齢者の健康と自立した生活の基礎づくりになります。ひいては、介護保険の保険給付の抑制にもつながる非常に重要なテーマであるのではないかということで、十分承知をしているところでもございます。介護予防拠点の整備につきましても、その課題とか実施方法については研究をさせていただきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 前向きに取り組んでいただけるとのこのようですが、今後、その取り組みに対しての期待をいたします。

最後に、3番目でありますけども、筋力トレーニングの設置についての見解ですが、今、要介護度の改善に大きな効果を上げている高齢者筋力向上トレーニング事業が各自治体で検討されつつあります。この事業は、高齢者の体力や動作の改善をすることにより、活動的に自立した生活を送ることを目的としたものであります。利用者からの声として、脳梗塞を経験し、寝たきりの生活だったが、今では何でも自分で出来るようになった、体力が付き、食事がおいしくなった、転倒やつまづきがなくなった等喜びの声が寄せられております。また、この事業を実施して、介護度を改善することにより、介護費用の削減の効果が生まれております。ちなみに、現在県内で、生駒市をはじめ、香芝市、五條市、大和高田市、月ヶ瀬村がこの事業を開始されております。このことについて、町の見解をお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 高齢者の筋力の向上トレーニング事業ということで、メニュー化をされております。これにつきましては、飯邊議員も言っていておられますように、転倒骨折の防止とか、加齢に伴います運動機能の低下の防止をしていくという観点から、負荷量の微調整が可能な高齢者向けに改良されましたトレーニングの機器

なんかを使用いたしまして、運動機能の向上に資していくと、包括的なトレーニングを行っていくという事業でもございます。

こういうことで、今、奈良県下で、16年度でこの事業に取り組んでおられる自治体は、飯邊議員がおっしゃっていただきました4市1村が奈良県下でも取り組みをされているというように聞いております。この中で、この拠点につきましては、確かにそういう形での取り組みというものは、今、保健センターの中で器具を設置して取り組みをやっている、そういうよりも一段進んだような器具の導入というような観点も聞いております。

そういうことで、我々といたしましては、現在こういうプログラムを作成し指導していく理学療法士は職員として1名おりますけれども、それ以外に保健師とか看護師等が専門スタッフとしてもこの事業に組み入れが可能であるということも聞いております。そういうことから、事業としての取り組みは可能ではあるかと思っておりますけれども、それを設置していく、機械等を設置する場所等を考えますと、今現在、先ほどもお答えをさせていただいておりますように、公民館等を活用するということになれば、現在の公民館等の利用状況から考えますとかなり難しい面もありますけれども、今現在計画を進めております（仮称）総合福社会館の中で機能訓練のトレーニングルームがございまして、それらも活用する中で一つは考えていける課題ではないかなというように思っておりますので、そのようなところでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 当町においても、介護予防支え合い事業ということで30項目あるんですけども、その中の一つにも挙げられております。現在23ということで、ほかの地域を見ますと、かなり介護に対して力を入れていただいているということは存じておりますけれども、今後、高齢化社会において必要であるということから、検討または研究をしていただいて、前向きに検討をお願いいたします。これをもちまして1番目の質問は終了させていただきます。

次の2番目の質問に入ります。

防災意識の啓発と防災ハンドブックの作成と配布についてであります。ご存じのように、去る7月18日、新潟を襲った集中豪雨は、地域に大きな被害をもたらしました。その被害状況は、河川の決壊から始まり、死者、行方不明、住宅被害、地場産業にも大きな被害をもたらしました。また、犠牲者の多くが高齢者であり、避難勧告の体制の

不備が、多くの犠牲者を出す結果になったような見方があります。いずれにしても、今後、全国的に高齢者に対する災害情報提供体制の構築を再度考えなければならないと思います。

災害はこれだけにとどまらず、地震の場合においても、突然、予告もなく、一瞬のうちに発生し、大きな被害となります。奈良県においても、5月に、第2次県地震被害想定調査検討委員会が開催され、東南海・南海地震が同時発生した場合の被害想定調査結果が発表されました。県内では負傷者が約600人を想定、また被害が広域にわたるため、県外からの期待が出来ない。電力などの供給停滞が長期化する可能性が高いとの分析です。今日の新聞を見てみますと、この地震が30年以内、大体40から50%の確率で発生するということが報道されてました。今、大地震が発生したらどうするのか、誰もが戸惑いますが、まず慌てずに落ち着いて行動することから始めます。がしかし、地震が起こる地点というものは、誰も予測出来ない。人のいる場所、環境により、地震に対する避難の状況も変化し、それに対応するのは非常に難しい。現在、各自治体においては、防災に対処するための防災計画が考えられております。このことを踏まえて、2点について伺います。

まず、1点目の防災意識の啓発活動についてであります。町の地域防災計画の中で、防災の諸活動の成果を上げるため、住民に対し防災意識の普及啓発に努めると共に、防災教育を実施し、防災意識の高揚を図るとのことです。具体的にどのようにして実施されているか、またその成果について伺います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 防災意識の啓発についてのご質問でございますが、本町では、平成7年に発生いたしました阪神淡路大震災を教訓といたしまして、台風や大規模な地震発生時における初期の応急対策活動の円滑化と防災に対する住民意識の向上を図ることを目的に、平成9年度から各種の防災訓練を行ってきておるところでございます。

平成9年度から平成11年度の3カ年につきましては、西和消防組合、奈良県警、関西電力、NTT等の関係機関と連携を図りながら、小学校区を単位とした校區別防災訓練を、平成12年度については斑鳩町総合防災訓練を、また、平成13年度と本年の16年度については、生駒郡4町の合同によります生駒郡総合防災訓練を実施してきておるところでございます。

平成14年度からは、自主防災体制の充実を図るために設立していただいております

自衛消防団を組織されている地域を中心といたしまして、地域密着型・体験型の防災訓練といたしまして、地区別防災訓練を実施してきております。平成14年度が3回、平成15年度が2回、本年度は3回を予定しているところでございます。今後も、自衛消防団を組織していただいているすべての地区におきまして実施を予定しておりまして、これらの訓練を通じ、住民の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、災害に備えての日頃からの心構え等の住民周知といたしましては、本町といたしましては、町広報紙におきまして、毎年1回、災害に備えての安全対策のポイントといたしまして、避難場所や避難経路の確認、懐中電灯やラジオ、数日分の飲料水や食料の確保の必要性、避難に備えての非常持ち出し品の準備等について、住民周知を行っているところでございます。

また、先ほどご説明させていただきました地区別防災訓練におきましては、参加者に当日配布いたしますパンフレットにおきまして、「日頃からの備えを万全に」と題しまして、家庭内での備えとして、1つとして、家族一人一人の役割分担を決める、2つとして、家の内外の危険箇所をチェックする、3つとして、家具等転倒落下を防ぐ安全な配置を考える、4つとして、災害時の連絡方法や避難場所を確認しておく、5つとして、非常持ち出し品のチェックと定期的な点検をとして、携帯ラジオ、懐中電灯、救急医療品、飲料水、非常食、その他生活用品といった非常持ち出し品、非常備蓄品のチェックリストを掲載し、災害に備えての日頃の心構えについて、住民周知を図っているところでございます。

今後も、広報紙や防災訓練等を通じまして、防災対策について住民周知を行ってまいり、住民の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） よくわかりました。今後、さらに地域の防災情報、また地域住民に対しての防災教育を心がけていただけるようによろしく願いいたします。

次に、2番目の防災ハンドブックの作成と配布についての見解であります。

もし、地震が発生した場合、初期の対応はどのようにするのか、どのようにして身を守るのか、屋内にいる場合はどうするのか、また屋外の時は、避難する時の心構えをどうすればいいのか、高齢者の方、子ども、女性はどのように対処すればいいのか、疑問がいろいろあります。地震は、場所と時間を選びません。しかし、いざという時の心がけと、適切な避難行動で被害を最小限に抑えることが出来る。落ち着いて判断し行動出来る

よう心がけるのが一番大事であると、誰もがそう思います。また、そのような時、地震、火災、水害における対策を具体的に記した指針、あるいは案内所、いわゆる防災ハンドブックがあれば、事前に対処出来、人身による被害を最小限に食い止めることが可能になると考えます。町として、住民を守るための備えを万全にしていくための防災ハンドブックについての見解をお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま、防災ハンドブックの作成と配布についての見解のご質問でございます。

これまでも、町広報紙や防災訓練等を通じまして、災害に備えての安全対策のポイントについて、防災対策にかかります住民周知を行ってきたところでございますが、昨年12月には、斑鳩町を含む奈良県全域が、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けましたことも踏まえまして、特に、地震対策に係ります住民意識の向上を図るため、地震についての知識、家の内・外での地震対策、地震発生時の対応方法等について、十分、一人一人が理解していただけるような防災ハンドブックの作成について検討してまいりたいと考えております。なお、防災ハンドブックを作成いたしましたら、各戸配布を行って、そういったことで啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 前向きに対処していただけるということで安心しました。今後、防災マニュアルの全戸配布を早期に実現出来ますよう期待しております。

それでは、3番目の質問に入りたいと思います。

通学路の点検についてであります。毎年各自治体では、通学路の交通安全確保を目的とした児童の視点からの交通安全施設等の点検調査が実施されております。交通安全の確保が十分であるのか、また通学児童生徒の登下校時の安全確保についてどのように取り組んでいただいているのか、朝夕の交通ラッシュの中で、児童たちは日々通学しております。保護者の方にとって心配されている箇所はどこなのか。当町において、平成16年度の通学路安全点検を8月5日に実施していただいたと思います。このことを踏まえて、3点についてお伺いいたします。

まず、1点目の、実施内容及び点検の主なポイントについてお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 通学路の点検についてということでございます。これにつきましては、質問者もご承知いただいているというふうに思うわけでございますが、通学路は、現存しております道路のうち、それぞれの交通状況を勘案しながら、幾つかのコースのうちから最も安全であるというふうに考えられるところを通学路として、保護者の意見を聞きながら学校の方で指定をいたしているところでございます。

児童生徒の通学上の安全を確保する目的で、今も申されましたように、8月に通学路の安全点検を実施いたしております。本年度は、8月5日に、教育委員会、あるいは小中学校の先生、そしてそれぞれ小中学校のPTAの方々のご協力を得まして、町内の通学路とその周辺の溜池、河川などの安全点検を実施したところでございます。本年度特に主な点検をいたしましたところにつきましては、全部で約30カ所の点検を行ったところでございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今回点検をしていただいている方、教育委員会、また小中学校PTAの代表の方ということで、先ほど私が冒頭で申し上げましたように、児童の視点からの点検が現実には調査のポイントになるかなとは思いますが、児童生徒も調査の対象として参加してもらえば、実質的な調査が出来るのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもたちが通ります通学路につきましては、それぞれ地区のPTAの保護者の皆さん方、この方々から色々ご意見をいただいているわけでございます。そうしたご意見の中には、日々子どもたちが通学する中で、子どもたちにとって安全なのか危険なのか、その辺のポイントでご判断いただいているというふうに思っています。また、子どもたちからの意見も保護者の皆さん方がお聞きになって、それをひとつ点検をするようにということの要望もいただいているというふうに思っておりますので、今後におきましても、保護者の皆さん方に、そういう子どもたちの意見というようなことも、PTAの方を通しましてお願いをする中で、またそういう点検の箇所を選定といいますか、そういうものも出していただけるようにしたいと思います。現在のところ、子どもを直接点検の中に入れて実施するという考えは、今のところいたしておりませんが、そうした意見はやっぱり地域の保護者の皆さん方が十分酌み取っていただけるような方法を考えていきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今後、検討課題ということで要望しておきます。

次に、2点目でありますけども、実施の結果ということで、各校区ごとで、今言われました30カ所の点検をしていただいたわけですけども、その内容についてお聞きいたします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 30カ所の点検いたしました内容でございますが、30カ所のうち、改良を必要と思われるところが28カ所ございました。その改良等の必要とされます主な内容でございますが、路側帯、いわゆる白線の引き直し、あるいはカーブミラーの設置、あるいはその設置されているものの改良、それから信号機の設置、それから横断歩道の設置及びその白線の引き直し等が主なものでございます。これらの箇所につきましては、担当課にお願いをいたしまして、また公安委員会等の許可の必要なものにつきましても、それぞれの関係機関と協議をしていただき、改良に取り組んでいただいているところでございます。

今後も引き続き、幼児、児童、生徒の交通安全指導を徹底すると共に、行政、学校、PTA、地域住民の連携を密にしながら、児童生徒が安心して通学出来るよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、何点か挙げていただきまして、その中で、信号機・横断歩道の公安関係があったと思うんですけども、それが何カ所かあったと思うんですけど、以前も点検をしていただいてそういう箇所が出てきたと。今回も、それが同一の場所であるのか、またその信号機設置の改善改良を要望していただいているわけですけども、実際にそれが現実のものになったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、申し上げましたように、白線とかそういうものについては町の方で順次改良をしていただいて、また引き直しもしていただいているところでございます。

特に、以前から言われております信号機の設置、あるいは横断歩道を新たにつけるということについて、今日までの要望されている中で、その後の状況についてご説明を申し上げたいと思いますが、以前より通学路点検の中で、PTAや、あるいは周辺住民の

皆さん方から要望のありました信号機の設置についてのその後の経過でございますが、まず国道168号線、河藪橋交差点の信号設置につきましては、現状は変則的な交差点であるために、信号機設置の条件としては西和警察署としても難しいとのことでございます。また、現状では、待機場所が確保されていないことから、県におきまして協議をいたしました結果、竜田川河川敷においての横断歩道の待機場所の改良に向けて検討をしていただきました。このことから、県郡山土木事務所によりまして、実施に向けて現在準備を進めていただいているというふうに聞いております。

次に、塩田橋交差点の信号機の設置についてでございますが、通学路の点検及び地元自治会の要望によりまして、平成11年度から信号機設置に対しまして要望いただいております。毎年西和警察へ要望をしておりますけれども、現時点におきましては、通行量の問題と、現地には横断歩道の設置もされており、現状では信号機の設置は難しいとの回答をいただいているところでございます。

それから、次に横断歩道の設置要望についてでございます。これは、小吉田自治会内と、上宮公園北側の交差点でございますが、6月議会でも、他の議員より同様の質問を受けまして、都市建設部長より一定の答弁をさせていただいたところでございますが、これらにつきましても、交通規制でもあることから、西和警察署の所管であり、現地確認を行い協議した結果、通行量等により設置は難しいとの回答をいただいているところでございます。

以上の件につきましては、町としても引き続き早期着手に向けての関係機関にお願いをしているとの報告を担当課からいただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 確かに信号を設置するといえば、簡単につかないとは思いますが、実現出来るものと出来ないものがあるということは心得ておりますけれども、今後協議の中で時間を要するものについては、また粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、猫坂付近の通学の状況についてであります。この通学路を通る児童数は約200名近くで、特に猫坂付近を通る時間帯は、交通ラッシュのピーク時、朝の7時40分ごろであります。出勤時と重なり、車の通行が多いように思われます。毎朝、保護者の方が必死に旗を振りながら、児童の安全確保のため、混雑する箇所、車両と児童を交互に振り分けながら取り組んでいただいております。この通

学路の状況についての見解をお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもたちの登下校につきましては、保護者の皆さん方に色々ご努力いただきまして、あるいはご協力いただきまして、子どもたちが安全に登下校出来るようにということでご努力いただいておりますことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただいまご質問いただいております猫坂の付近の通学路の状況でございますが、北六番集会所から町道に入ります、交差する場所につきましては、前回の通学路安全点検後、足型マークと交差点マークを新設していただきまして、児童に一旦停止してから交通安全を確認して、交通状況を確認した上で、町道に出ることが出来るようにということで整備をいたしたところでございます。

この付近の交通量でございますが、これは1日だけでございますが、7時半から7時50分の間に約50台の車の交通量がございます、この間、児童生徒が、今、おっしゃっていただいたように、200名程度が保護者の指導によって通学いたしております。子どもたちがそういうふうな安全を確保しながら、保護者の指導のもとに通学をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 実態は、今ご答弁されたとおりであります。この混雑する危険な通学路を解消するための方法としてですけれども、1つはこの道路の通行規制、すなわち時間制限によるものと、また2つ目は通学路の変更によるもの、いずれも難しい問題でありますけれども、付近の住民の方にご協力いただく以外にないと思います。この点について、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 交通規制につきましては、町道のことでございますし、またこういうことにつきましては、やっぱり公安委員会等の許可といいますか、そういうものが必要になってまいります。また、通行規制をする場合には、地域住民に、お住まいいただいている皆さん方のご協力、ご理解を得なければならないというようなことがありまして、大変難しい点があるというふうに思っています。

そういうことでございまして、通学路の変更ということにつきましては、これは保護

者の皆さん方、あるいは学校から教育委員会に出てくる場合、ある程度私の方も、こちらの方がいいのではないかという案も申し上げるわけでございますが、やはり保護者の皆さん方は、それを通ることによって遠くなるとか、あるいは帰りの下校時間の子どもたちの安全といたしますか、そういうところに少し不安があると、こういうことでなかなか変えられないというのが現状でございます。そうしたことをこれからも地域の保護者の皆さん方と協議、あるいは話し合いする中で、より安全な通学路を確保出来るように努めていきたいというふうに思っています。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今後も、関係者の代表の方々、また保護者、また関係機関と協議を十分していただいて、最善の方法で取り組んでいただけるよう要望をしておきます。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、3番、飯高議員の一般質問は終わりました。

次に、4番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 通告に従い一般質問をいたします。

まず1つ目の7町合併についてであります。新市の名称は、法定合併協議会で西和市と決定され、今年中に斑鳩町民による住民投票が行われます。

そこで、小城町長は、以前から生駒郡を対象とした斑鳩市構想を掲げておられました。7町合併について現在どのように考えておられるのか、その見解を聞きたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係等については、何人かの方々からもご質問があったと思います。6月議会において、議員皆さんが、斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票条例を発議し、7町の合併については、町民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすると定められております。また、町長は、私は、住民投票の結果を尊重しなければならないものと定められております。

私としては、当然、この住民投票条例の定めるところに従い、住民皆さんのご意思を反映した選択をしていきたいと考えております。

私は、平成9年の町長選挙の時に、合併についての斑鳩市構想を打ち上げたわけでございます。その後、色々と本会議等でのご質問等も受けながら、実は私は以前から申し上げてますように、斑鳩というのはやっぱり歴史的由緒ある名前であると。あるいはま

た、この問題等については3つのハードルがあるとか、色々なことを申し上げてまいりました。やはり私は、そういうことの中で法定協議会が立ち上がってきた。これは住民発議によつての法定協議会ですけども、私はその時にも申し上げたのは、7町の名前そのものを残す残さないにかかわらず、やっぱり全国的に公募をすべきだということを上げてまいりました。

また、本町での一番問題であるのは、やっぱり2010年のごみ焼却炉100トン炉の関係等については、生駒市、郡山市、生駒郡という定めがございます中で、7町との関係をどうしていくのか、あるいは私どものし尿処理場の関係等についての今後の補償等の関係等についてどうしていくのか、そういうことも質問してまいりました。

しかし、法定協議会というのは、事務局サイドでやっぱり諮ってまいりますから、町長、助役等の1号、2号議員等については、質問がほとんどない。現実にそのまま進んできたわけでございますから、私にとっては、やはりこの重大な大きな問題について、7町の名前を省かれて、7町の中で公募された現状を考えますと、4,091票しか応募されてない。15万人の人口を抱えながら、4,091票しか来なかった。その中でそういう結果しか出なかった。それでも、法隆寺が703票で一番多かった。その次、西大和、西和、それは私も病気で欠席をしておりましたけれども、最終的には結果的に多数決で結論的に結果が出たわけでございますけども、西和市が30票、法隆寺が12票という結果。

私は、当初から申し上げてますように、斑鳩市構想を申し上げる中で、1993年、平成5年に世界遺産に登録をされた、この歴史的由緒ある名前等を私はやっぱり尊重していきたいということを常々申し上げておるわけでございますから、そこらのことを十二分に判断をしながら、我々としても今後の成り行きを見守ってまいりたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、町長の斑鳩に対する、あるいは法隆寺に対する、地名に対する熱い思いというのはわかりました。

それでは、1の②の質問の住民投票前の住民説明会の具体的な項目について質問したいと思います。

今、合併協議会で、毎回色んな合併協議会だよりというのが出ます。でも、実際に住民の皆さんが見られると、やっぱりようわからんと。特に特集号については、非常に数

字が羅列して、私らでもなかなかわかりにくいということの中で、合併したらこうなるというのはわかるけども、そしたら斑鳩町だけやったらどうやねんという部分がなかなかわからない。判断の材料に非常に支障を来すという声をよく聞きます。

そこで、実際に住民投票をやる前に住民説明会をされるわけですが、その中の具体的な項目をどのようなことを考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町民にどのような項目を具体的に説明しようとしているのかというご質問でございますけれども、住民説明会では、住民の皆さんに出来るだけわかりやすく説明させていただくことはもとより、新市建設計画や合併協定項目、住民負担にかかわる具体的な調整方針等のほか、住民の皆様が合併をするのかしないのかの判断をしてもらいやすいよう、住民の皆様が求めておられる情報についても出来る限り提供していきたいと考えております。

具体的にはということでございますけど、これから慎重に検討していくことになりましたが、これまでのご意見をお聞きする中で、7町の借入金や基金等を含めた財政状況や土地開発公社の状況、斑鳩町と新市の財政シミュレーションの比較などお知らせしていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） これから考えていく、検討していくということなんですが、私は7町合併を住民が検討する上で、現状を把握してもらうためには、まず斑鳩町、安堵町、三郷町、平群町、王寺町、河合町、上牧町、それぞれの7町の借金ですね、負債額が実際どの程度あるのかというのがまず必要やと思います。そこで、7町のそれぞれの負債額が今現在どれくらいあるのかというのをまず教えていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 7町の負債額はどれくらいかというご質問でございますが、これは、一般会計、水道事業会計、公共下水道事業特別会計等特別会計を合算いたしました平成14年度末の町債残高ということでご承知いただきたいと思いますが、本町におきましては154億7,300万円となり、平群町では129億900万円、三郷町が160億6,200万円、安堵町が86億2,900万円、上牧町では215億2,000万円、王寺町が201億8,100万円、河合町が223億2,400万円というような状況になっております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、ちなみに、今、示されている、7町の負債額を聞いたんですが、これだけでは、ちょっと住民1人当たりの、人口が違いますから、ちなみに、今、示された7町の負債額を、住民1人当たりに換算すると幾らになるのか、示していただけますか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 各町の町債残高を住民1人当たりで見てみますと、まず初めに、本町では54万2,000円、平群町で63万円、三郷町で67万4,000円、安堵町が103万2,000円、上牧町が89万6,000円、王寺町が86万2,000円、河合町が110万9,000円というような状況になります。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、聞いたんですが、相当な住民1人当たりに換算すると借金があるんやなというのはわかりました。

そこで、7町合わせると多額の負債額となりますが、このような状況の中で、斑鳩町民にとって、合併をすれば、今より何がよくて何が悪くなるのか、具体的に示してください。また、合併せずに斑鳩町単独で行くとすれば、この負債を再建するため、今後何を見直し幾ら節減しなければならないのか、説明していただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地方分権が進められている中で、市町村合併がこれらの行政課題に対応していくための有効な指標の一つであること。そして、行財政改革を推進する上で、事務事業全般にわたり徹底的な見直し、広域行政の推進、定員及び給与の適正化、財政の健全化、公共施設の効果的運営など、市町村合併によって高い効果が上げられるものが数多くあることも認識いたしております。しかしながら、財政面で見てみますと、市町村合併が、現在、地方財政が抱えている課題をすべて解決出来るものではないと考えます。

7町の合併の場合も、当面は財政収支の維持は可能であると見込まれますが、その後は厳しい財政状況も考えられ、財政の健全化に向けた取り組みが必要であると考えております。

また、仮に本町が単独で行政運営を行っていく場合は、人口の減少や少子高齢化、国の財政制度の改革などにより、地方税や地方交付税などの歳入が減少するとされますこ

とから、基金の取り崩しにより収支の均衡を図る厳しい財政状況が続くものであると見込まれます。このことから、引き続き自ら厳しい内部努力を行っていくと共に、すべての事務事業について、聖域なき見直しを行い、その見直しの過程で住民の皆様にも痛みを分かち合っていたいただく場合も生ずるものと考えております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 合併をしてもしなくても、最終的には厳しい財政状況になるということなのですが、それでは先ほどの負債に関連することで、1の④を先に質問いたします。

合併協議会だより第15号に掲載されている内容、7町合併が実現すれば、市議会議員の定数は34名となり、しかも選挙区制で、7町から議員を選出することになります。これは案なのですが、斑鳩町から6名、三郷、平群、王寺、河合、上牧の各町から5名ずつ、安堵町は3名となっております。合併するか否か、その行方は、今回初めて行われる住民投票の後、議会の議決で決定されます。その結果、仮に7町合併が実現しなくても、斑鳩町の悪化した財政の中で、現在16名の議員定数を、このたび選挙区制度で合併協議会が示した6名に減らして大幅な公費の節減をしてはどうかと、町民の方々から厳しい意見をいただいております。

そこで、町行政の事務執行を監視する役目の我々16名の議員に、公費から年間幾ら議員報酬が支払われ、それにかかわるもろもろの視察等、議員にかかる費用は年間幾らか。そして、ちなみに議員1人当たりで換算すると幾らになるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 議会運営にかかります経費につきましては、平成15年度決算額で申し上げますと、職員にかかります人件費を除きました経費は、総額で9,076万6,000円となっております。その内訳につきましては、議員報酬等の人件費が8,322万1,000円、議事録や議会だよりの製作費、先進地視察旅費などの物件費が740万1,000円、治水大会参加負担金などの補助費等が14万4,000円となっております。

また、これら費用を議員1人当たりで見ますと、総額で567万3,000円となり、人件費が520万1,000円、物件費が46万3,000円、補助費等が9,000円という状況となっております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、改めてたくさんの方が費用がかかっているんやなということを感じたんですが、それでは町村合併の中で、先ほど7町の負債を聞きましたが、実際に合併すると、それ以外に隠れ借金と言われる土地開発公社用地も抱え込むこととなります。土地開発公社用地は、将来町が事業を行うために土地開発公社が先に取得した土地で、いずれ新しく出来た市で買い戻さなければならない土地です。斑鳩町でも、以前に、斑鳩バイパス用地として購入し、帳簿上は10億円以上だった土地が、国へは当時の時価の6億円余りでしか売却出来なくて、町が4億円余りの差額を負担したことがありました。

そこで、7町の5年以上事業予定がない通称塩漬け用地と言われる土地は、各町でどれぐらいあり、総額は幾らになるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ご承知のとおり、土地開発公社は、公共施設用地の先行取得に取り組み、7町の発展に貢献してきたとおりでございます。しかしながら、長引く景気の低迷と共に、長期にわたる地価の下落など、土地開発公社を取り巻く環境は大変厳しいものになっております。

平成14年度末で各町の土地開発公社が取得している土地のうち、その保有が5年を超えるものにつきましては、簿価で見えますと、本町土地開発公社では17億4,800万円であり、平群町が45億5,500万円、三郷町が9億4,500万円、安堵町が9,500万円、上牧町が47億6,700万円、王寺町が6億4,600万円、河合町が21億3,600万円となり、7町合計では148億9,200万円となっております。各町においては、行財政運営に大きな影響を及ぼすおそれがありますことから、それぞれ処分契約に基づいて保有土地の縮減に取り組んでおりますが、新市においても7町のこれまでの経営改善努力の経過を踏まえつつ、経営改善計画を策定し、長期保有土地の縮減解消に取り組むことは確認されているところでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） やはり相当な土地開発公社の塩漬け用地があるということがわかりました。このような状況の中で、町民皆さんは、7町合併の是非を斑鳩町で初めて行われる住民投票で判断しなければならないのであります。

そこで、1の③の質問に入りたいと思います。

住民投票条例については、住民投票条例を検討する合併調査研究特別委員会の小委員会では、永住外国人を含む住民投票条例案を賛成多数で可決しました。しかし、全体の合併調査研究特別委員会では、小野、嶋田両議員の反対意見もあり、永住外国人を排除する条例が8対6で可決された経過があります。

この永住外国人を排除する住民投票条例に対し、平成16年8月24日付で、条例改正を求める陳情書が在日本大韓国民団奈良県地方本部団長名と、在日本大韓国民団奈良地方本部郡山支部支団長名で、また8月6日には、多文化共生フォーラム代表名で抗議要請文が、さらに8月31日には、奈良在日外国人保護者の会奈良県代表者名で抗議文が町議会に提出され、このことは9月1日の新聞紙上にも掲載され、住民に大きな波紋を呼んでおりますが、このことに関する小城町長の見解をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係等については、初日の一般質問で三木議員の時にもお答えしてまいりましたように、私はその時も申し上げましたように、8月24日の市町村合併調査研究特別委員会で、小野委員からご質問ございました関係等については、1995年、平成7年の12月議会において、永住外国人の地方参政権付与を賛同する意見書を各機関に送付を、議会からされておりますし、我々としてもそういうことの中で、平成5年の最高裁判決や、また平成7年の奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例など、参考にしながら我々としてもここにある、私はやはり地方自治法の第10条の住民の意義及び権利義務などによると、市町村に住所を有する住民は国籍を問わず、その市町村から等しくサービスを受ける権利を有すると共に、税、負担金、あるいは保険料などの負担の義務を負うとされておりますし、住民としての基本的な権利義務は日本国民にも、外国人にも認めていると、そういう問題からこういうことの中で、そういう話をさせていただいたということで答弁をさせていただいております。初日の三木議員の時にも申し上げたとおりでございますので、私自身としては、これは議会として皆さん方が最終的に結論を出されることですから、議会の関係等について、皆さん方の関係等について整理していただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、町長は、考え方というのは、今言われたことは私も全く同感なんです。ただ、町長は議会を静観していきたいということでは言われませんでした。

町議会は、今、町長が言われたように、1995年に、永住外国人に地方参政権を与

える意見書を国に提出した経緯があります。その時も、私は同じ人間としてその意見書に大いに賛成しましたが、今の憲法では、帰化しない限りその参政権を与えないのが現状であります。

ところが、斑鳩町議会議員の中で、住民としての意見表明である住民投票に、憲法違反のおそれがあるとして、住民投票には関係がない参政権の有無で永住外国人を排除しようとする結果を出したのです。

そこで、参政権とは全く関係のない合併の是非を問う住民投票に永住外国人が参加することが憲法違反になるのかについて、町の見解を聞きたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま申されることについては、平成7年の最高裁判決にありますように、参政権の関係につきましてはそういったような定めがございますけれども、特段それ以外のものについては、いわゆる憲法違反であるとかないとかいうものでございませぬ。そういった自治体が自らどのような方向に進むかという判断に委ねられていくものであると考えております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 総務部長、あのね、私聞いているのは、あるとかないとか、そやから、憲法違反なのか、住民投票条例に永住外国人を入れたら憲法違反になるのか、それともならへんのかということを知りたいんです。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 助役の考えとして聞いてください。私は、現行の住民投票には、やはり公職選挙法が適用されないというように思っております。いわゆる投票権者は必ずしも選挙や有権者の範囲内で設定されるものではないと思っておるわけです。したがって、定住外国人の皆さん方などに投票権を付与することは可能であると、私はそう思っております。

しかし、先ほども町長がおっしゃいましたように、これは今現在議会において賛否両論の中で色々と議論を重ね、どうするかということ、今、検討していただいております。それについては、やはり十分議論していただきましてよき解決をしていただきたい、このように望むところでございます。

以上です。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 確かに、今、議会の中で議論をするというのはあれなんです、この議論をする上でやっぱり大事なものは、今、永住外国人を排除するという議員の中で、住民投票条例に永住外国人を入れることが憲法違反になるということを言われるので、その件について、少なくとも町としては当然憲法違反ではないという回答を最終的に得られたと思うので、その認識でよろしいですね、再度お尋ねしておきたいと思います、この件について。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 先ほどもお答えいたしましたように、現行の住民投票には公職選挙法が適用されないと考えております。したがって、定住外国人の方々の投票権を付与することは可能であると、こういう私判断を持っております。有権者を決定することは、これは自治体固有の自由であると、私は思います。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 助役の言われることは十分にわかるんですが、そこで、付与することが出来るやなくて、憲法違反かどうかということを知りたいんですよ。十分、それは公職選挙法に抵触しないし、当然住民投票条例に永住外国人を入れている町村というのは、ほとんどの町村がそうなんです。まして、二十歳、斑鳩町はたまたま二十歳ですけれども、18歳のところもあるし、あるいは過疎の村では15歳ぐらいの、中学生ぐらいから、住民投票条例の対象者に入れているわけですからね、だからそのことはわかるんですが、今、斑鳩町の議会で議論になっている、永住外国人を入れることが憲法違反になるという議論があるから、それはどうなんですかという、その1点だけで結構ですから、再々度お尋ねします。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） くどいようですが、何遍も言うてますように、公職選挙法は適用されない。この上位法律は憲法であると。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 助役の立場もわかりましたので、一応上位法が憲法である。そういうことは、結果としては憲法違反には当たらないということで私は解釈したいと思います。

そこで、私は、それ以外に、斑鳩町では、そういう憲法論議とは別に、2001年、平成13年12月に、このようなパンフレットを出されております。「人権教育のため

の国連10年 斑鳩町行動計画の概要「生涯にわたる人権学習」ということがあります。その中で、人権というのは、人と人、人間として当たり前生きる権利なんですが、この項目の中に1つ、外国人にかかわる問題というのが書かれております。国際化が急速に進む中で、外国人とふれあう機会が多くなっています。外国人に対する差別や偏見をなくし、それぞれの民族の持つ歴史や生活や文化の違いを正しく認識する中で、人間の尊厳について考え、それぞれの民族が自覚と誇りを持つような教育や啓発に努めます。中でも、韓国、朝鮮人が在日するようになった歴史的背景についての理解を深めると共に、民族の持つ歴史や文化等を正しく理解するための教育や啓発に努めますということで書かれております。

私は、これに照らしても、今現在、この抗議文にもありますが、私たち永住外国人を住民投票から排除する一切の法理、法令は存在していません。書かれております。当然やと思います。また、私たちは、自らが住民としての権利と義務を自覚実践するがゆえに、私たち永住外国人が地域の重要な事項にその意見を反映させる住民投票への参加を切望していますということで、今、助役が言われましたように、永住外国人を住民投票から排除する、そういう法律もありません。中で、あえてそれを阻害するというのは、私は、町が国連10年にわたる人権教育のためにということの中で、あるいは斑鳩町が掲げております町民憲章ですね、平成9年5月9日に制定です。「人権を尊重し、心のふれあうまちをめざします」。実際斑鳩町でこのような条例が出来て、果たして斑鳩町が目指しているこの人権を、差別のない心の通うまち、生涯にわたる人権学習やと言われるこれについて、この観点からお尋ねしたいと思うんですが、答弁していただけますか。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 私は、十何年間教育長を拝命を受けて、その当時は同和教育に取り組んでまいりましたし、今は人権教育に取り組んでおります。そうした中で、本町におきましても、国籍条項の一部撤廃についても努力をしてきたわけでございます。そういう流れの中で、やはり人権という尊さを知っております。また、先ほど西谷議員がおっしゃってました町民憲章の中には、「人権を尊重し、心のふれあうまちをめざします」ということを、5項目の中に入れていただいております。やはり斑鳩町としては差別のない明るいまちをつくっていかうということは、当然でございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、斑鳩町は、世界文化遺産のある国際観光都市として恥じない斑鳩町であってほしいことを、本当にこういうことを通じて思いました。

それでは、2つ目のごみ行政について質問いたします。

以前にもお尋ねしたことがあるんですが、やはり何回か聞くんですが、私の理解が乏しいのか、それと実際に具体的な流れについてなかなかわかりにくいので、再度お尋ねしたいんですが、今現在斑鳩町で行われている可燃、不燃、ペットボトル、瓶・缶、ビニール、トレー、有害ごみ等のそれぞれの処理方法とそれぞれの処理経費についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ごみの種類ごとの処理方法と処理経費についてのご質問でございますけれども、お答えをさせていただきます経費につきましては、清掃費と塵芥処理費の平成15年度決算額からはじき出したということで、また、通常の維持管理経費ではございません地元補償にかかる経費は除かしていただいた額ということでご理解をいただきたいと思います。また、ごみの種類ごとに当該ごみの処理経費と特定されるものは、当該ごみの処理経費としてさせていただきます。それ以外の経費につきましては、種類ごとに年間の各ごみの排出量で案分をして積算をさせていただいているということで、まずご理解をいただいております。

それでは、可燃ごみにつきましては、衛生処理場の方で焼却処理を行っております。焼却後に出ます焼却灰につきましては、大阪湾の広域臨海環境整備センターの埋立処分場へ搬入して埋立処分を行っております。この可燃ごみの処理量につきましては、年間で約6,263トンになります。なお、これに要します経費は、約2億7,100万ほどの経費でございます。

次に、不燃ごみとビニールごみでございますけれども、これは町の最終処分場に搬入いたしました後、運搬処分と埋立処分を委託しております。その委託先は、南都興産株式会社でございます。この中で、まず不燃ごみの処理量につきましては、年間約600トン、そして経費につきましては、約1億160万ほどでございます。次に、ビニールごみの処理の量は年間約535トンで、経費につきましては約5,200万円ほどの経費がかかっております。

次に、ペットボトルでございますが、これは衛生処理場に減容機という機械がございまして、ペットボトルを圧縮をいたしております。そして、結束をいたしまして、財団

法人の日本容器包装リサイクル協会に契約をしておりますけれども、その協会が指定をいたします再商品化事業者でございます太誠産業株式会社というところがございます。そこに引き渡しを行っております。プラスチック製品にリサイクルをしているところでございます。これの年間の処理量は約38トン、これに要します経費が約84万円ほどでございます。

次に、瓶と缶の関係でございますが、これは町の最終処分場に搬入した後、委託をしております業者に運搬処分をしております。その委託先は、生駒市の関西メタルワーク株式会社でございます。色々な製品にリサイクルをしているところでございます。そして、瓶、缶の年間の処理量は約300トン、経費が約1,350万円の経費でございます。

次に、トレーの関係でございますが、これは町の方で拠点回収をいたしております。最終処分場に搬入をいたしました後、契約をいたしておりますこれも財団法人日本容器包装リサイクル協会、その協会が指定をいたしております事業者、有限会社徳山商事の方に引き渡しを行っております。これの年間の処理量は、約0.6トンでございます。これに伴います経費は、約1万円ほどの経費で処理が終わっているということでございます。

次に、有害ごみの関係につきましては、これは蛍光管とか乾電池、スプレー缶というように町の最終処分場で搬入した後分別をいたしております。蛍光缶と乾電池につきましては、野村興産株式会社へ委託をいたしております。ガラス製品とか鉄製品にリサイクルがされているというように確認をいたしております。それから、スプレー缶につきましては、ガスが完全に抜かれているかというのを確認をいたしました後、不燃ごみとして処分をいたしております。これは、先ほど申し上げました南都興産株式会社の方で処理をいたしております。最終的に有害ごみとしての処理の年間の量は約8トンでございます。これに要します経費は、約33万円であります。

最後に、粗大ごみの関係でございますが、町の最終処分場に搬入をいたしました後、可燃物とか不燃物、鉄類に粗大ごみから分別をさせていただいております。可燃ごみにつきましては焼却処理、そして不燃ごみにつきましては、南都興産株式会社の方の最終処分場で埋立処分をいたしております。また、鉄類につきましては、運搬処分を委託をいたしております関西メタルワーク株式会社へ引き渡しをいたしまして、鋼鉄製品にリサイクルをされているというような状況でございます。この粗大ごみにかかります年間

の処理量は約136トンで、経費につきましては約620万円ほどの経費がかかっているとございます。

以上がごみの種類ごとの処理方法と処理経費ということで、そして委託をいたしております業者名含めてお答えをさせていただきました。

以上です。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 細かく業者までわかって、大分内容がわかってきたような気がいたします。

そこで、朝から同僚議員も質問された件なんです、例えば今新たにビニールの町指定袋を無料配布する計画があるんですが、新たにビニールの町指定袋を配布することは、具体的にどのようなものを入れる袋なのか、それでその袋については、幾ら費用がかかって業者はどこなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 西谷議員にも、この町の廃棄物減量等推進審議会のメンバーとして会議にもご出席をいただいております、ご理解もいただいていると、このように理解をいたしておりますけれども、午前中にありましたように、一般質問でもお答えをさせていただいておりますように、リサイクル処理に当たりまして、このビニールの処理に関しては、中身が目視が出来るような状態で引き渡すということが条件となるところでございます。このことから、排出マナーの意識が高まると言われております指定袋制をとるといことで審議会でもご意見をまとめていただいたということでございます。

また、その指定袋の作成につきましては、一応試算の段階ではございますけれども、初年度におきましてどの程度の指定袋が住民の方から必要性が言われるかということが判断が難しいこともありまして、ある程度のストックする分も含めまして試算をさせていただいております。それで、最大で約1,000万円の指定袋の作成費が必要ではないか、このように見込んでおります。しかし、実際作成をいたす時には、試算段階よりも安価で作成出来るのではないかと、逆に考えてもおります。

指定ごみ袋の形式につきましては、ビニールごみというのは、今も出していただいているように、そんなに重量もありませんので、現在資源袋として使用をいたしておりますペットボトル用の袋がございます。それが、厚みが約0.03ミリで、それで十分で

はないかなというふうに考えて、それで対応をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

業者の関係につきましては、先ほども申し上げましたように、入札をしていきたいなというふうに考えております。これは、資源物の袋が競争入札によってしておりますんで、そういう手法を取り入れたいなと、このように考えております。

今のところは、ビニール袋に関しての町の指定袋の考え方ということでお答えをさせていただきます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、廃棄物処理減量化の委員会にも行ったんですが、実際に、今はビニールというのは、各それぞれの家庭がどんな袋でもいいからそこへ出してるという状態ですね。今度、ちゃんとしたリサイクル処理をするんでその業者を選定したと。そして、それは、ビニールがちゃんと、中身が見えるような袋でせんなんから、透明の袋でせんなんと。そこで、透明の袋にせんなんから、町は指定袋にした方が分別がしやすいだろうということですが、私は、指定袋をしたから分別するんやのうて、これはやっぱり個人個人のマナーの問題で、指定袋とか関係なしに、私は別の問題やないかと思うんです。

その時にも言ったんですが、私は、例えば町が透明の袋ですということやったら、透明の袋をそれぞれが、ビニールごみを出される人が、スーパーとかお店で買って、わざわざ私は斑鳩町が指定袋をつくって、それで1,000万円もかけて、そしてまたそれを自治会に配布してというようなことは、非常に私はむだやないかなということを感じるんです。いまだに、今、部長が言われましたけど、指定ごみ袋をすることによって分別が出来るというのは、私は実際にやっては主婦の方からすると、ほんまは袋みたいななんない方がよっぽどええん違いますかということをよく聞きます。それは何でやというたら、町はお金を出してごみ指定袋、我々が買うけど、でもその袋も結局はごみになるんでしょと。そしたら、極端なことを言うたら、そういうごみ袋やなくて、ちゃんとそこへ持っていったら出来るような部分も相当あるん違いますかというような話を聞くんです。

そこで、今、部長が言われている指定ごみ袋にする方が分別が出来るということについては、どうも私は納得がいかないんです。部長が、実際にその指定ごみ袋にした方が、具体的に今までの経過の中で、そういう成果が上がったというような、そういう評価

があつてそういう発言をされてるんですか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私も、一応このごみに関しましては、個人的にちょっと家庭の状況を申し上げますと、妻と2人暮らしで、常に私が家庭内のごみ等の処理をいたしております、そういう排出の時にそういう指定袋がありますと、自分自身でも、指定をされておる袋というのは、非常に有効に使わせていただいているというような状況でありますので、私自身のごみを排出する時の考え方なりの、そういう排出する時に携わってきたような状況の中でお答えをさしてもらいますと、非常にそういうことで便利であるというようには感じております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） ちょっと時間が迫ってますので、一応この件については、個人的にまた色々お話をさせていただきたいと思います。

そこで、次に移りたいと思うんですが、資源ごみとしてリサイクル出来るトレーは、現在公共施設のごみボックスで回収されていますが、いつからごみステーションでトレーを回収するような形になるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） このトレーにつきましても、西谷議員がおっしゃるように、現在は拠点で回収をさせていただいております。現在、公共施設のところで、20カ所のボックスを設置をいたしております。

住民の皆様の利便性を考えまして、ごみステーションでの回収を行う方がよいようにも、今、こういう形でご質問をいただいておりますけれども、現在、食品トレーのリサイクルにつきましては、容器包装リサイクル法という法律に基づいて、財団法人の日本容器包装リサイクル協会に処理委託をいたしております。こういうことで、食品トレーの引き取りのガイドラインといたしまして、その引き渡し形態というものが、透明のポリエチレン製の袋に回収トレーを入れまして、密封、梱包されていること、そしてまた、袋の大きさは、120リットルもしくは180リットルのものということで指定をされております。

ごみステーションでの回収を行った場合に、リサイクル協会へ引き渡すためには、収集員が、職員がトレーを回収した後に、住民の方が出されたごみ袋から、協会へ引き渡すために、もう一度そういう指定された袋に入れ直さなければならないという別途の作

業が必要となってくるわけでございます。

現在実施をいたしております拠点回収では、先ほど申し上げましたように、120リットルもしくは180リットルのそういう袋の大きさを回収ボックスのところで使用も可能でございますので、そういうことで今のところ効率的に実施が出来ているんじゃないかというように考えているところでございます。

そういうことで、我々としては、こういうごみステーションによる収集よりも拠点の回収ボックスによる回収の方がいいのではないかという形で、当面こういう形の方法をとらしていただきたい、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、拠点の部分では、袋の容量があるということの中の説明なんですけど、これも実際には、ごみステーションでそのようなごみステーションをつくれれば、ちょっと規模の大きいごみステーションがあつたらいけるん違うかなという気がするんですが、次に移りたいと思うんですが、町で回収しているごみについて、住民の方からですが、男性の方からだったんですが、町が回収したごみがどのような工程を経て最終処分されるのか、そういうことを住民が知ることによってごみについての関心、あるいはやっぱりちゃんとごみが最後まで責任を持って処理されているんやなということもわかるのではないかなということで、ごみの見学ツアーを企画してはどうかという声を聞きました。

私は、それを聞いた時に、町も自分たちがやっているごみ行政についての理解も得られるし、住民にとっても、そういう理解をしていく上で、あるいは分別についての意識を高めてもらう上では非常に効果があるんやないかなと思うんですが、こういう計画をしてほしいという住民の声に対して、町はどのように考えられますか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 可燃のごみとかの分でしたら、一応町の方で見学をしていただくということについては、すぐにしていただくことも可能なわけですけども、他のごみの関係になりますと、最終の処理までいこうということになりますと、その最終処分を委託している業者との連絡等もしなければなりませんし、日程等の調整がございます。

ただ、町としては、こういう成人の方の対象ではございませんけども、議員もご承知いただいておりますように、色んな小学生とか親子を対象にしたそういうごみの関係につい

て色々企画もさせていただいております。成人の方につきましては、自治会とか各団体の方々から、町の方の施設の見学というような形での申し出がございます。また、もう一つは、大阪湾のフェニックスとか瓶の再生の関係なんかも色々ご見学のこともいただいております。ただ、そういうことで、特別町の方でそういう形で企画をしたというようなことはございませんけれども、一応そういうことで、団体等とかグループなどで申し込みをいただいたら、そういう形で最終処分の委託をしている事業所の方にも連絡をとりながら、日程調整をしてご参加をいただくような形で今現在は取り組みをさせていただいておりますけれども、そういう取り組みも一つは考えてみることも、ごみの関係で住民の方々に理解をしていただくということも、一つはPRにもなろうかなというようには考えております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、常々町のごみ行政に疑問を抱いてました。それは、実際、私は、単純に考えて、ごみの中でやっぱり大きなウェートを占めるのは生ごみやないのかなと思うんですね。ところが、実際生ごみについて、あるいは徹底したリサイクル、減量化をしようということの中では、一番大きな比重を占める生ごみの処理について、堆肥にして必要な方に、あるいは今なんか家庭菜園なんかやっているわけですから、そういう形で生ごみが処理出来へんのかな。そしたら、別に焼かんでもええし、別にその灰を埋立処分せんでもええというようなことがいけると思うんですが、こういうことを、今すぐにとというのはなかなか出来へんと思うんですが、こういうことを長期的に検討するということについては、ちょっと考え方を聞きたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに、今、議員が申されますように、可燃ごみの3割が生ごみであると言われております。これを、3割をいかに処理していくかということが、一つのごみ問題の解決の方法になろうかと、取り組みになろうかというふうに思います。

ただ、言われますように、堆肥化というのは確かに有効な方法であろうかと思います。町としても、そういうことで、各家庭でそういう生ごみの堆肥化に取り組んでいただくために色んな助成制度を設けて実施をさせていただいております。生ごみ処理機等の設置で、15年度末まででも1,600台ほどの生ごみ処理機をしていただいておりますし、あとEMぼかしとか生ごみ処理容器等で取り組みもしていただいているところで

ございます。

そういうことの中で、家庭から出ます生ごみの関係につきましては、こういう方法をもって生ごみの減量化というものを取り組んでいきたいなということで、継続をさせていきたいなというように考えておって、全体的な形の取り組みというのは、今の斑鳩町が宅地化が進んできている中での取り組みというのはちょっと難しいのではないかと、このように考えてます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） コンポストとかEM菌でつくってはる、そういう処理をされているところについては、当然それを処理する庭とか畑とか田んぼという形でされていると思うんですが、実際にごみ処理機でされている場合には、何人かに聞いたんですが、いや、もう毎日出るから、あとは溜めて、可燃物ですか、そういうごみの日に出しているんやみたいな部分があって、やっぱりなかなかこっちが思うような形では処理されていないやなと思いました。私は、今後、こういう部分についてぜひ検討して、色んな問題はあろうと思うんですが、やってほしいなということを思います。

それでは、最後に、法隆寺駅周辺整備について聞きたいと思います。

都市計画審議会での法隆寺駅周辺整備計画に対する、都計審で色んな意見が出たと思うんですが、その意見についてまず紹介していただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） JR法隆寺駅周辺整備事業、これは町の都市計画に深くかかわる事業でありまして、去る7月27日に都市計画審議会を開催していただきまして、その中で現時点の整備計画の報告を行いました。当日、西谷議員も審議会委員として出席されてましたので、各委員からのご意見と、それに対する町の考え方等については、十分ご確認いただいておりますが、今、その場での意見等について紹介をということですのでさせていただきますと、まず法隆寺駅周辺整備事業というのは、待望していた、あるいは重要な事業であるとの期待を抱いていただく一方で、駅へのアクセス道路、その整備について、暫定的な計画ではなく、もっと最終の計画を示していくべきではないか、あるいは安全な道路を先に整備すべきではないか、また現計画では、住宅街での交通安全が懸念されるといったようなご意見、そして意匠に関しましては、平凡なデザインだというようなご意見、あるいは工事関係車両の進入について、アクセス道路が先行しないと出来ないのではないのかといったようなご意見、JRの廃線

敷地の買い上げについてJR側へ協力を要請すべきではないかといったようなご意見、そのほか財源に関するご意見、トイレの使用に関するご質問、学童保育のような施設を整備してはどうかといったようなご提案、周辺のまちづくりについても議論をすべきではないかといったようなご意見等を賜っております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） その時、僕も行って、かなり厳しい意見があったような気がするんです。

そこで、町はこのような意見に対してどのように対処するつもりなのか、お尋ねしときたいと思います、最後に。簡単で結構です。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご意見を賜りましたうちの、まずアクセス道路の整備に関する意見についてでございますが、今回は世界文化遺産のあるまちの玄関口としてふさわしい、またバリアフリー化としての駅舎の整備と、そして駅の南側と北側を結ぶ自由通路の整備をまず行っていこうというものであり、周辺道路の整備につきましても第1期整備として位置づけており、暫定的な計画となっている部分もございます。ただ、ご意見をいただいておりますいかるがパークウェイや安堵王寺線からのアクセス道路の整備についても、これについては必ず必要なものと考えておりまして、南口につきましては、駅前と安堵王寺線を結ぶシンボルロード構想を踏まえた中で、新家土地改良区整理事業関係者の意向を確かめながら、都市計画決定が出来るよう作業を進めていきたいと、このように考えております。

また、北口につきまして、いかるがパークウェイの進捗状況も見つかる中で、アクセス道路としての位置づけを明確化してまいりたいと、このように考えておりまして、これに関連いたします北口広場から北への町道312号線の整備につきましても、今申しましたようなことを踏まえまして、地権者への説明、協力依頼を現在行っているところでございます。

また、現計画では住宅街の交通安全が懸念される、こういうご意見に関しましては、駅周辺の道路網において、主要な幹線にアクセスするルートとは別に、地域の利便性の向上を図るという意味から整備が必要なコミュニティ道路的な要素の高いルートもございますので、地元と十分調整をさせていただく中で、地域住民の方々が利用しやすい安全性にも配慮した整備を検討していく必要があるのではないかと、このように考えてお

ります。

また、意匠につきましては、現在詳細設計を進める中でさらなる検討をJRと行っているところでありまして、今後、担当委員会にもご相談をさせていただく予定でございます。

そして、次に、工事関係車両の進入の件につきましては、当初から町においても懸念しておりまして、JRとも協議しているところでありまして、搬入等につきましては、2面2線化による廃線敷地の利用、あるいは鉄道を利用した搬入等も出来ると確認しております。

その他のご意見を色々いただいておりますが、これは周辺のまちづくり等の貴重なご意見ということで賜っておりまして、今後、議会、あるいは都市計画審議会にもご指導、ご鞭撻を賜りながら、法隆寺駅並びに周辺のよりよいまちづくりといったものが出来るようにと考えておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（浅井正八君） 以上で、4番、西谷議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明日8日は、午前9時から決算審査特別委員会の開催を予定しておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いしたいと思います。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午後2時46分 散会）